

平成 26 年 度

八代市議会文教福祉委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

- 1. 12月定例会付託案件 2
- 1. 所管事務調査 37

平成 26 年 12 月 10 日（水曜日）

文教福祉委員会会議録

平成26年12月10日 水曜日

午前10時00分開議

午後 3時05分開議（実時間243分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第102号・平成26年度八代市一般会計補正予算・第7号（関係分）
1. 議案第130号・平成26年度八代市一般会計補正予算・第8号（関係分）
1. 議案第103号・平成26年度八代市介護保険特別会計補正予算・第2号
1. 議案第131号・平成26年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第2号
1. 議案第132号・平成26年度八代市介護保険特別会計補正予算・第3号
1. 議案第106号・指定管理者の指定について（八代市坂本地域福祉センター、八代市千丁地域福祉保健センター、八代市鏡地域福祉センター、八代市鏡老人デイ・サービスセンター、八代市東陽地域福祉保健センター、八代市泉地域福祉センター、八代市泉憩いの家、八代市五家荘デイサービスセンター、八代市柿迫生きがいセンター）
1. 議案第107号・指定管理者の指定について（八代市立図書館）
1. 議案第115号・財産の無償譲渡について
1. 議案第123号・八代市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の制定について
1. 議案第124号・八代市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について
1. 議案第125号・八代市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関す

る基準等を定める条例の一部改正について

1. 議案第126号・八代市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正について
1. 議案第140号・八代市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部改正について
1. 議案第142号・八代市国民健康保険条例の一部改正について
1. 所管事務調査
 - ・教育に関する諸問題の調査（学校施設非構造部材耐震化事業について）
 - ・保健・福祉に関する諸問題の調査（第3次八代市地域福祉計画策定について）（第4期八代市障がい福祉計画策定について）（第6期八代市介護保険事業計画・八代市高齢者福祉計画策定について）（八代市子ども・子育て支援事業計画について）

○本日の会議に出席した者

委員長	中村和美君
副委員長	西濱和博君
委員	友枝和明君
委員	橋本隆一君
委員	堀徹男君
委員	堀口晃君
委員	村川清則君
委員	百田隆君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

健康福祉部長兼 福祉事務所長	上 田 淑 哉 君
健康福祉部次長兼 福祉事務所次長	山 田 忍 君
健康福祉部理事兼 生活援護課長	小 藪 正 君
長寿支援課長	小 林 眞 二 君
国保ねんきん課長	中 村 伸 也 君
健康福祉部理事兼 健康福祉政策課長	碓 塚 康 浩 君
こども未来課長	白 川 健 次 君
障がい者支援課長兼 障がい者虐待防止センター所長	秋 田 壮 男 君
障がい者支援課長補佐	遠 山 光 徳 君
教育部長	北 岡 博 君
教育部次長	増 住 眞 也 君
図書館館長	濱 田 大 祐 君
教育施設課長	有 馬 健 一 君
学校教育課長補佐兼 教育サポートセンター副所長	高 嶋 宏 幸 君
総務部	
人事課長	中 勇 二 君

○記録担当書記 小 川 孝 浩 君

(午前10時00分 開会)

○委員長(中村和美君) 皆さん、おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり)

それでは、定刻となり、定足数に達しておりますので、ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

◎議案第102号・平成26年度八代市一般会計補正予算・第7号(関係分)

○委員長(中村和美君) 最初に、予算議案の審査に入ります。

議案第102号・平成26年度八代市一般会

計補正予算・第7号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

それでは、まず、健康福祉部から、歳出の第3款・民生費及び第4款・衛生費について説明願います。

○健康福祉部長兼福祉事務所長(上田淑哉君)

はい、委員長。

○委員長(中村和美君) はい、上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長(上田淑哉君)

はい。おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり)健康福祉部でございます。

本委員会に付託されております議案第102号・平成26年度八代市一般会計補正予算・第7号中、健康福祉部が所管いたします第3款・民生費、第4款・衛生費につきまして、山田次長より説明させますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○健康福祉部次長兼福祉事務所次長(山田 忍君) はい、委員長。

○委員長(中村和美君) はい、山田健康福祉部次長。

○健康福祉部次長兼福祉事務所次長(山田 忍君) おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり)健康福祉部次長山田です。よろしく願います。それでは、座りまして説明いたします。

別冊となっております議案第102号です。

平成26年度八代市一般会計補正予算・第7号をお願いいたします。当文教福祉委員会付託分のうち、健康福祉部所管分について御説明します。

まず、3ページをお願いします。

第1表・歳入歳出予算補正の歳出でございますが、款3・民生費の項1・社会福祉費で補正額102万7000円を追加し、補正後の予算額は100億6011万8000円としており

ます。民生費の総額は、1つ上になりますが、213億7007万円でございます。

次に、款4・衛生費、項1・保健衛生費で補正額45万9000円を追加し、補正後の予算額は18億965万3000円としております。衛生費の総額は、1つ上になりますが、41億6606万6000円でございます。

続きまして、12ページをお願いします。

歳出を説明します。真ん中の表になりますが、まず、款3・民生費、項1・社会福祉費、項、——済みません、目1・社会福祉総務費で、102万7000円を計上しておりますが、節11・需用費25万5000円は、生活困窮者自立支援事業に係るものでございます。これは、平成27年4月から始まる事業で、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給、そのほかの支援を行うものです。今回の補正予算の内容は、その制度周知用ポスター及びパンフレットの作成費でございます。また、節28・繰出金77万2000円は、介護保険制度改正に伴う電算システムの改修に要する経費の2分の1を介護保険特別会計へ繰り出すものでございます。なお、特定財源としまして、生活困窮者自立支援事業に対し県からの補助金が全額でございます。

続きまして、款4・衛生費、項1・保健衛生費、目1・保健衛生総務費で45万9000円を計上しております。これは、現在、小学3年生までを対象にしておりますこども医療費助成について、平成27年4月から対象年齢を小学6年生まで拡大することを予定しておりますが、その準備に係る費用でございます。まず、節11・需用費7万8000円は、対象年齢拡大予定分の受給資格者証の作成費でございます。次の節13・委託料38万1000円は、対象年齢拡大予定に伴う電算システム改修業務委託費でございます。なお、特定財源はござい

ません。

これで、平成26年度八代市一般会計補正予算・第7号の健康福祉部所管分の説明といたします。御審議、よろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） はい、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（橋本隆一君） 済みません。

○委員長（中村和美君） はい、橋本委員。

○委員（橋本隆一君） はい。済みません。確認でございます。先ほどの生活困窮者自立支援事業、もう今からパンフレット等を作成ということでございますけれども、この困窮事業に関しては、モデル事業で昨年より八代市として取り組んでおられる事業ということは承知してるんですけれども、窓口となるですね、今から選定されるということで、よろしかったわけですよ。そして、いわゆる、相談をするときに、一般の方、今からチラシをされると、——配られると思うんですが、生活援護課に行って、そこからになるのか、それとも、地域の民生委員さんに行って、そこからになるのか、あるいは、もう、まず誰に相談をして、自分は今生活に困っているのか、あるいは、年齢制限とか、そういうものがあるのでしょうかということを、ちょっと気になる場所なんですけれども。

○健康福祉部理事兼生活援護課長（小藪 正君） はい。

○委員長（中村和美君） 小藪生活援護課、課長。

○健康福祉部理事兼生活援護課長（小藪 正君） 済みません。まず、生活困窮者の対象者につきましては、生活困窮するおそれがあると考えの方ということを生活困窮者という形になります。それで、年齢制限等はございません。

それと、相談する場所ということですが、それは、今後、相談窓口としましては、今後、委託をする先の事業所の窓口が第一になりますけ

れども、民生委員さんを通じて、生活援護課を通じて、そういう社会支援、地域支援を通じて、どこにいらっしゃ、——どこに相談されてもその窓口につながるような連携を図ってまいりたいと考えております。

よろしいでしょうか。（委員橋本隆一君「はい、ありがとうございます」と呼ぶ）

○委員長（中村和美君） 橋本委員。いいですか。

○委員（橋本隆一君） はい。ありがとうございます。了解しました。

○委員長（中村和美君） はい。ほか、ございませんか。

○委員（百田 隆君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、百田委員。

○委員（百田 隆君） はい。この予算の概要に関してですね、生活困窮者自立支援事業募集という——事業ということで、生活困窮者自立相談支援事業の業務委託開始って、これ委託先の選定基準ちゅうか、そういうのはどんなふうになってますか。

○健康福祉部理事兼生活援護課長（小藪 正君） はい。

○委員長（中村和美君） はい。小藪生活援護課長。

○健康福祉部理事兼生活援護課長（小藪 正君） はい。済みません。自立相談支援事業は、相談を受け、その後の支援につなげていくことになりますので、相談窓口を設置し、相談支援による相談を実施できること、これを１とします。２としまして、窓口のない地域においては出張相談を実施できること。３としまして、相談窓口の周知を図るため、チラシや広告等による広報を実施できること。４としまして、就労・福祉分野の各種会議の参画により関係機関との連携や支援員の能力向上を図ること。５としまして、福祉事務所、ハローワーク、社協等の関係機関、関連事業と連携ができ

ることなどを要件として考えております。（委員百田隆君「はい、わかりました」と呼ぶ）

○委員長（中村和美君） よろしいですか。

○委員（百田 隆君） はい。

○委員（西濱和博君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、西濱副委員長。

○委員（西濱和博君） はい。同じくですけども、生活困窮者自立支援事業のパンフ、それから、チラシの作成に関連してお尋ねしたいと思います。

この趣旨・目的は、制度の周知を図るところにあるかと思えますけれども、私も、昨年の３月ですね、この法施行に対しての市の準備等についてお伺いしたところなんですけども、今回のパンフ・チラシには、必須事業２事業を除く、生活、——就労支援準備だとか、生活の一時支援、それから、困窮されてる子供さんの学習支援等、４つの任意事業がございますけれども、そういった制度全てを掲載されるのか、それとも、八代市が担う事業として掲載されるのか、そのすみ分けはいかがでしょうか。

○健康福祉部理事兼生活援護課長（小藪 正君） はい。

○委員長（中村和美君） いいですか。小藪生活援護課長。

○健康福祉部理事兼生活援護課長（小藪 正君） 済みません。今回お願いしておりますパンフとリーフレット等に関しましては、まずは、制度の、——関係機関との連携を図りまして、この事業につきましては、どこに困窮者がいらっしゃるか、そういうことを把握していく必要がございますので、関係機関への連携を図るための周知と考えておりますので、まず、その任意事業というよりも、生活困窮者支援制度についての周知を図りたいと考えております。

○委員（西濱和博君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、西濱副委員長。

○委員（西濱和博君） はい。今回の12月議会でもですね、複数の議員さんがこの点について問われました。で、任意事業しますというお話がありました。しかしながら、どの事業をするかというのは、ちょっとはつきり私も承知してないものですから、市民の皆さんにとってみれば、4月から新たな事業が開始するならば、どういったことを担って行政はくれるのか、それがまず一義的にあるというふうに思いますので、私が言ったところは、答えていただく必要があるのかなというふうに思いますけど、そこは、部長、いかがでしょうか。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい。4月からその事業を開始するわけですので、当然、その事前に、そういった啓発を行っていくと、——いかなければならないと思います。そのために、当然、その必須事業と任意事業——必須事業については必ずしなければならない、任意事業についても、この間、議会でも答弁いたしましたように、4つの事業について実施していくと、ということでございますので、そういった事業の周知については、チラシ等でですね、何らかの形でそれは掲載していきたいと思っております。

○委員（西濱和博君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、西濱副委員長。

○委員（西濱和博君） はい。明快な御回答ありがとうございました。

そこで、1点、確認なんですけれども、私も昨年の3月の議会で、任意事業については県自体が広域的な観点から行ったほうが合理性もある

んじゃないかと、財政負担のことについても、それは執行部としてもそれは一理あるというような御回答をいただいたというふうに期待しています。

では、実際に、今後、市が施行に当たっては、どの事業——任意をやられるのか、その実施主体は県か、市か、そこをお尋ねしたいと思います。

○健康福祉部理事兼生活援護課長（小藪 正君） いいですか。

○委員長（中村和美君） はい。小藪生活援護課、課長。

○健康福祉部理事兼生活援護課長（小藪 正君） 任意事業につきましてですね、4事業、今、進める方向で、県と協議はしております。で、まだ県のほうも予算のほうがはっきりしておりません段階でございますので、進める方向で調整しておりますということによろしいでしょうか。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君） 委員長。よろしいですか。

○委員長（中村和美君） はい、上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

一応ですね、県のほうとも、市の単独事業という形よりも、県と共同で実施していくという形で考えております。で、県のほうも、今、予算要求を12月議会のほうに提案されてるということでございますので、それで通らないと、多分、大丈夫だろうということなんですけれどもですね。いろんな関係機関と一緒にあって、4つの事業については実施していきたいと、この間、議会の答弁でも申し上げましたけども、そういったことで考えております。はい。

○委員（西濱和博君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、西濱副委員長。

○委員（西濱和博君） そのところが整理で

きたらですね、私どもの委員会にも御報告いた
だきたいというのと、済みません、最後と言
いましたけれども、この生活困窮者自立支援法に
関連する業務は、どこの課が所管されるか、こ
こを最後にお尋ねしたいと思います。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい。

○委員長（中村和美君） はい、上田健康福祉
部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

所管は、今おります生活援護課が所管するこ
とになります。はい。

以上でございます。（委員西濱和博君「承知
しました。ありがとうございます」と呼ぶ）

○委員長（中村和美君） ほか、ありません
か。

○委員（堀口 晃君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。今回、パンフレ
ットとポスターつくって、啓発活動行っていか
れるわけなんですけれども、これは、もう生活
保護を受ける前の方たちのセーフティーネット
みたいな形で、生活保護にならないためにどう
すればいいかっていうお話だろうと思うんです
ね。支援していくっていう話だろうと思う。
で、今後、目標としてですね、今、生活保護世
帯が少しずつふえてきてる現状があるっていう
部分があって、で、これをやったおかげでまた
ふえるっていう可能性もなきにしもあらずよう
な気がするんですが、少なくとも、これの生活
保護世帯が少しでも減っていく方向に行くって
いうようにお考えなのか。その目標値っていう
のは定めてらっしゃるのか。その辺はいかがで
しょうか。

○健康福祉部理事兼生活援護課長（小藪 正
君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、小藪生活援護
課、課長。

○健康福祉部理事兼生活援護課長（小藪 正
君） はい。生活保護につきましては、現在、
世帯の状況の変動、例えば、具体的に申します
と、単身高齢者の増加とか、所得、——正社員
でない雇用の社員の方の増加等で、セーフティ
ーネットがうまく働いていない部分もございま
す。そういうことで、基本的には、今後も生活
保護世帯というのはふえていくのではないかと
考えております。それをどの程度、働ける方は
働けるとか、ほかの制度につなげられて自立と
か、尊厳を持って自立できる生活を送られてい
くように支援する制度が今度の生活困窮者支援
制度だと思いますが、そういうことで、多少、
その伸びは緩やかになるのではないかと考えて
おりまして、具体的にどの程度ということはま
だ把握しておりません。

○委員（堀口 晃君） はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。これ要望なんで
すけども、この生活困窮者自立支援事業という
部分を事業やったがゆえに新たなですね、生活
保護世帯がふえてくるというのは本末転倒だろ
うと思いますし、それが減らないように、——
生活保護世帯がふえないような形での事業とい
う部分を目指していったほしいなというように
思ってますので、どうぞよろしくお願いしま
す。

○委員長（中村和美君） はい。それでは、ほ
かにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） それでは、なけれ
ば、以上で質疑を終了します。意見がありまし
たら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） はい。意見がないよ
うでございますので、以上で、第3款・民生費
及び第4款・衛生費について終了します。

（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

それでは、執行部入れかえのために小会したいと思います。

(午前10時17分 小会)

(午前10時18分 本会)

○委員長（中村和美君） それでは本会議に戻します。

次に、教育部から歳出の第9款・教育費について説明願います。

○教育部長（北岡 博君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、北岡教育部長。

○教育部長（北岡 博君） はい。おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）大変お世話になります。

議案第102号・平成26年度八代市一般会計補正予算・第7号でございますが、第9款・教育費で補正額575万4000円をお願いいたしております。その詳細な内容につきましては、増住教育部次長が御説明をいたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育部次長（増住眞也君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、増住教育部次長。

○教育部次長（増住眞也君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）よろしくお願いいたします。それでは、座りまして説明させていただきます。

○委員長（中村和美君） はい。

○教育部次長（増住眞也君） 補正予算書・第7号の3ページをお開きお願いいたします。

歳出の第9款・教育費に575万4000円を追加し、補正後の予算額を47億29万8000円とするものでございます。

項別の内訳でございますが、項5・幼稚園費に468万4000円、項7・社会教育費に107万円を計上いたしております。

それでは歳出の内容について説明いたしま

す。15ページをお開きお願いします。

款9・教育費、項5・幼稚園費、目1・幼稚園費に補正額468万4000円を計上しております。これは、説明欄に記載のとおり、幼稚園就園奨励費補助金事業に関するものでございます。この事業は、家庭の所得状況に応じて保護者の経済的負担の軽減と公立・私立幼稚園間の負担額の格差是正を図るための事業ですが、26年度から制度の一部改正が行われ、第2子以降の、——についての所得制限の撤廃、それから、大幅な補助単価の見直しなどが行われております。今回の補正の理由でございますが、まず、1点目に対象となる認定世帯が当初より多くなる見込みであること、2点目に補助単価の大きい私立幼稚園の入園者が当初より多くなる見込みであること、3点目に今年度から新設されました補助対象区分の1カ所において基準額を誤って低く設定したことなどによるものでございます。なお、特定財源の117万1000円は国の補助金でございます。

次に、項7・社会教育費、目4・図書館費に補正額107万円を計上しております。これは、図書館が平成27年度から指定管理者へ移行することを踏まえ、利用者の利便性及び安全性の向上を図るために、設備の追加整備を行うものでございます。その内容でございますが、まず、1点目として、指定管理者へ移行後、閉館時間が2時間延長されることから、図書館本館の東側駐車場について、夜間でも利用しやすくするために、駐車場に面する外壁に外灯7台を設置いたします。次に、2点目として、図書館、——建物内における新たなインターネット環境として、無線LANであるWi-Fi機器を設置する予定でございます。現在、図書館本館ではインターネット用パソコンを4台設置しておりますが、利用者が多く、土日は待ち時間がしばしば発生しているような状況であること、また最近ではスマートフォンなどの普及に伴

い、Wi F i は使えないかとの問い合わせもふえていることなどから、サービスの向上を目指すものでございます。補正額 1 0 7 万円の内訳でございますが、インターネット回線初期費用 6 0 0 0 円、Wi F i 機器設置工事 1 5 万 7 0 0 0 円、外灯 7 台の設置工事 9 0 万 7 0 0 0 円でございます。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願ひします。

○委員長（中村和美君） はい、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（橋本隆一君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、橋本委員。

○委員（橋本隆一君） 今の図書館の施設整備事業に関して、いよいよ来年度からですね、27 年の 4 月からということではよろしかったですね。（教育部次長増住眞也君「はい」と呼ぶ）今、この前、御案内がありましたように、指定管理者の選択等も進んでるちゅうことで、一、二点なんですけれども、市民の皆様への周知が広報等であると思いますが、そのほかの周知としてどのようなことをされていこうと思っているのかですね。それが、この予算の中に入っているのかっていうのがちょっと気になったんですけれども、今の中では入ってないみたいだったもんですから。

それと、私は、これ一遍、一般質問のところでも提案させていただいた記憶あるんですけれども、周知の案のときに、この図書館、せっかく、民間委託になるってということなので、市民の皆様から親しんでいただけるように、市民の皆様に公募ですね、名前の公募をされたらどうですかっていうことを提案しましたが、そういったところはもうせずに、そのまま八代市立図書館、市立という名前がちょっと変わるかもしれないけれども、そういう名称に変更等はございませんでしょうか。お尋ねいたします。

○図書館館長（濱田大祐君） はい。

○委員長（中村和美君） 濱田図書館館長。

○図書館館長（濱田大祐君） はい。図書館の濱田でございます。よろしくお願ひいたします。

1 点目の広報の件でございますが、本議会で指定管理者の決定をいただきました後に、正式に指定管理者が決まりました後に、広報はいたしてまいりたいと考えています。その方法としては、広報やつしろを中心、——主なものとしまして、ホームページ、図書館だより、エフエムやつしろ等のマスコミのメディアを使用しまして、広報をやってまいりたいと考えております。

それから、2 点目の図書館の名称——これは愛称ということになるかと思いますが（委員橋本隆一君「はい」と呼ぶ）正式名称は八代市立図書館という名称のままになると思っております。

それから、愛称につきましては、今後、どういった名称、それから、募集要領ですね、そういったものを検討させていただきまして、やってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員（橋本隆一君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、橋本委員。

○委員（橋本隆一君） はい。理解できました。ありがとうございました。

○委員長（中村和美君） はい。ほかありませんか。

○委員（堀 徹男君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、堀委員。

○委員（堀 徹男君） はい。図書館の施設の件についてですけど、東、——図書館東側駐車場っていうのは、全協のときも、たしか、何かお尋ねがあつてみたいですけど、説明会のときですね、これ、どこ、具体的にどこ、どこですか。東側駐車場。

○図書館館長（濱田大祐君） はい。

○委員長（中村和美君） はい。濱田図書館館長。

○図書館館長（濱田大祐君） はい。東側駐車場は、松浜軒様からお借りしております。現状では砂利の駐車場になっておりますが、図書館と厚生会館で使用させていただいている砂利の駐車場でございます。

以上でございます。

○委員長（中村和美君） よろしいですか。

○委員（堀 徹男君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、堀委員。

○委員（堀 徹男君） そこは、はい、好意で貸していただいている。何か借地契約か何かしてあるんですかね、駐車場自体。

○図書館館長（濱田大祐君） はい。

○委員長（中村和美君） 濱田図書館館長。

○図書館館長（濱田大祐君） はい。この駐車場につきましては、所管は街路公園課でございますが、賃貸借契約で使用させていただいているものでございます。

以上でございます。

○委員長（中村和美君） いいですか。

○委員（堀 徹男君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、堀委員。

○委員（堀 徹男君） はい。わかりました。

○委員長（中村和美君） はい。ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） はい。なければ、以上で質疑を終了します。意見がありましたら、お願いします。

○委員（西濱和博君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、西濱副委員長。

○委員（西濱和博君） はい。図書館の街路灯の関係ですが、この設置目的は、先ほど御説明がありましたように、利用者の安全性・利便性の向上を図るということで、非常にいいお取

り組みかなというふうに評価したいと思います。

少し余談になるかもしれませんが、先般、地元紙にですね、図書館の利用に際して、市民の方がとても親切に対応していただいたと、期待以上の誠意をいただいたということで、とてもお褒めの言葉があったのを記憶しております。これから指定管理者に移行されるということで、直接、その市の職員さんがですね、業務に携われるというスタイルと少しさま変わりするかもしれませんが、そういう市民の関心、あと、高評価がありますので、引き続き、指定管理者になってもですね、そういう精神を引き継いでいただければというふうをお願いしておきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（中村和美君） はい。ほか意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） はい。なければ、これより採決いたします。

議案第102号・平成26年度八代市一般会計補正予算・第7号中、当委員会関係分について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） はい。挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第130号・平成26年度八代市一般会計補正予算・第8号（関係分）

○委員長（中村和美君） 次に、議案第130号・平成26年度八代市一般会計補正予算・第8号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

それでは、引き続き、教育部から歳出の第9款・教育費について説明願います。

○教育部長（北岡 博君） はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、北岡教育部長。

○教育部長（北岡 博君） 続きまして、議案第130号・平成26年度八代市一般会計補正予算・第8号でございますが、第9款・教育費のうち、教育部所管関係分で、補正額53万3000円をお願いいたしております。その詳細な内容につきましては、増住教育部次長が御説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○教育部次長（増住眞也君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、増住教育部次長。

○教育部次長（増住眞也君） はい。それでは、引き続き、説明させていただきます。

議案第130号・平成26年度八代市一般会計補正予算・第8号の教育費のうち、教育部所管分について説明いたします。

まず、教育費の説明に入ります前に、今回の12月補正予算における人件費の補正内容の概要について説明をいたします。

本年度の人事院勧告に基づく給与改定につきましては、給料表・期末勤勉手当・通勤手当が改定の対象となっております。

まず、給料表につきましては、平均0.3%引き上げるものです。今回、若年層に重点を置いた引き上げ改定となっており、この改定による対象者は、全会計で916人となっております。

次に、期末勤勉手当につきましては、年間支給月数を3.95月から4.1月へと0.15月引き上げるものでございます。

次に、通勤手当につきましては、通勤距離の区分に応じまして100円から7100円までの幅で引き上げるものです。

そのほか、給与改定以外の補正の要因といたしましては、人事異動、それから、退職者及び育児休業者、市町村共済、——市町村職員共済組合負担金の率改定等の影響によるものでござ

います。

それでは、補正予算書・第8号の3ページをお開きお願いいたします。

款9・教育費、補正額915万5000円を減額し、補正後の金額を46億9114万3000円としております。なお、教育費全体といたしましては、減額補正となっておりますが、教育部所管分の補正額といたしましては53万3000円の増額補正となっております。

歳出の内訳について説明をいたします。18、19ページをお開きお願いいたします。

款9・教育費、項1・教育総務費、目2・事務局費から130万6000円を減額しております。説明欄記載の職員数は、対前年度1人増の51人となっております。人事異動と、それから、給与改定に伴う人件費の増額がありますものの、育児休業者が2人いることから、結果的に130万6000円の減額補正となっております。

次に、19ページになります。

目3・教育サポートセンター費でございますが、一般職2人分の補正として、87万9000円の増額補正でございます。

次に、項5・幼稚園費、目1・幼稚園費、補正額478万3000円の減額は、一般職22人分の給与改定に伴う増額がありますものの、人事異動及び育児休業者2人による減額が大きかったことから結果的に減額補正となったものでございます。

次に、項6・学校給食費、目1・学校給食費、補正額30万2000円は、一般職10人分の人事異動及び給与改定に伴う増額補正でございます。

20ページをお願いいたします。

項7・社会教育費、目1・社会教育総務費の補正額160万6000円は一般職8人分、それから、目2・公民館費の補正額334万9000円は一般職26人分、1つ飛びまして、目

4・図書館費の補正額57万円の減額は一般職9人分、それから、目5・博物館費の補正額150、——105万6000円は、一般職8人分の人事異動及び給与改定に伴う補正でございます。

○委員長（中村和美君） これ、博物館ね。図書館ち言うたろ、今。

○教育部次長（増住眞也君） ああ。博物館。申しわけありません。

○委員長（中村和美君） うん。105万6000円な。

○教育部次長（増住眞也君） 目5・博物館費でございます。訂正お願いいたします。

説明以上でございます。

○委員長（中村和美君） はい、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） はい。なければ、以上で質疑を終了します。意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） はい。ないようでございますので、以上で、第9款・教育費については終了いたします。

執行部入れかえのために、小会とします。

（午前10時34分 小会）

（午前10時35分 本会）

○委員長（中村和美君） それでは、本会に戻します。

次に、健康福祉部から歳出の第3款・民生費及び第4款・衛生費について説明を願います。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君） はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君） はい。続きまして、議案第130号・八代市

一般会計補正予算・第8号中、健康福祉部が所管いたします第3款・民生費、第4款・衛生費につきまして、山田次長より説明させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○健康福祉部次長兼福祉事務所次長（山田 忍君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、山田健康福祉部次長。

○健康福祉部次長兼福祉事務所次長（山田 忍君） はい。それでは、座りまして説明いたします。

○委員長（中村和美君） はい、どうぞ。

○健康福祉部次長兼福祉事務所次長（山田 忍君） 別冊となっております議案第130号・平成26年度八代市一般会計補正予算・第8号をお願いいたします。当委員会付託分のうち、健康福祉部所管分について御説明します。

まず、2ページをお願いします。

第1表・歳入歳出予算補正の歳出でございますが、款3・民生費の項1・社会福祉費で補正額2015万2000円を追加し、補正後の予算額は100億8027万円と、また、項2・児童福祉費で補正額134万2000円を追加し、補正後の予算額は84億5506万1000円、また、項3・生活保護費で補正額492万2000円を追加し、補正後の予算額は28億5773万7000円としております。民生費の総額は、3つ上になりますが、213億9648万6000円でございます。

次に、款4・衛生費、項1・保健衛生費で補正額328万1000円を追加し、補正後の予算額は18億1293万4000円としております。衛生費の総額は、1つ上になりますが、41億7477万1000円でございます。

続きまして、11ページをお願いします。歳出を御説明します。

款3・民生費、項1・社会福祉費、目1・社会福祉総務費で、職員8人分の補正として、1

人増、また、国民健康保険及び介護保険特別会計への人件費補正分の繰出金もあり、１００、——済みません、１３２５万円の増額補正となっています。

同項、目２・老人福祉対策費で、職員５人分の補正として、人事異動などで３６万７０００円の減額補正となっています。

同項、目４・障害福祉対策費で、職員２４人分の補正として、１人増などで、１１１１万２０００円の増額補正となっています。

同項、目５・国民年金費で、職員５人分の補正として、人事異動などで３８４万３０００円の減額補正となっています。

次に、款３・民生費、項２・児童福祉費、目１・児童福祉総務費で、職員１９人分の補正として、１人増などで８８２万６０００円の増額補正となっています。

１２ページになりますが、同項、目３・保育所費で、職員７４人分の補正として、育児休業などで７４８万４０００円の減額補正となっています。

次に、款３・民生費、項３・生活保護費、目１・生活保護総務費で、職員２１人分の補正として、人事異動などで４９２万２０００円の増額補正となっています。

続きまして、款４・衛生費、項１・保健衛生費、目１・保健衛生総務費で、職員３５人分の補正として、人事異動などで３２８万１０００円の増額補正となっています。

これで、平成２６年度八代市一般会計補正予算・第８号の健康福祉部所管分の説明といたします。御審議、よろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） はい、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） はい。なければ、以上で質疑を終了します。意見がありましたら、お願いします。

○委員（西濱和博君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、西濱副委員長。

○委員（西濱和博君） はい。人勧に伴う給与改定については異論ございません。

今回、ちょっと一般質問の中でですね、少し触れさせていただいた件なんですけれども、繰り返しになりますが、改めて申すまでもございませんけれども、国家予算にしても、地方予算にしても、医療、介護、年金、子育てについては、その割合がどんどんふえていってるっていうのは、客観的に誰でも認めるということで、伴う事業量もふえてくると。法改正あたりの新法対応もありまして、非常に職員の業務対応っていうのが、これまでとはまた様子が変わってきてるんじゃないかなというふうに思うところです。本市も行革に伴いまして、人員、——職員数の定数管理ですね、成功して何千万という効果を生み出していらっしゃるのも、一方では評価できると思いますけれども、先般、厚労省から県のほうの福祉部にですね、４年間出向されて来られた国のキャリアの方とお話する機会がございまして、こういう地方の体制についていかが思うかということを問いましたら、私も同感であると、非常にこれから先は地方、社会保障制度の体制づくりが求められるということをしきりにおっしゃいました。いろいろですね、財政事情も厳しい折かというふうに思いますが、非正規職員の割合が非常にふえているという指摘もございますので、ぜひとも、このところはですね、良質な間違いのない行政サービスを提供する上ではですね、最低限必要なスタッフの配置だとか、専門性のある職員だとか、エキスパートの育成というのは、不可欠だというふうに思いますので、この点については、総務部ともしっかりですね、健康福祉部さん、御議論を積み重ねていただければなというふうに思います。できること、できないことはあるか

と思いますけれども、そういった部分については、非常に客観性を持って一緒に考えていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○委員長（中村和美君） はい。ほか、御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第130号・平成26年度八代市一般会計補正予算・第8号中、当委員会関係分について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第103号・平成26年度八代市介護保険特別会計補正予算・第2号

○委員長（中村和美君） 次に、議案第103号・平成26年度八代市介護保険特別会計補正予算・第2号を議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい。続きまして、議案第103号・平成26年度八代市介護保険特別会計補正予算・第2号につきまして、長寿支援課の小林課長より説明させますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○長寿支援課長（小林眞二君） はい、委員長。

○委員長（中村和美君） 小林長寿支援課長。

○長寿支援課長（小林眞二君） はい。おはよ

うございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）長寿支援課の小林でございます。それでは、座りまして説明させていただきます。

○委員長（中村和美君） はい、どうぞ。

○長寿支援課長（小林眞二君） それでは、議案103号・平成26年度八代市介護保険特別会計補正予算・第2号についての説明でございます。

補正予算書の1ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出それぞれ4271万1000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ136億1141万円といたしております。

補正予算の内容ですが、歳出のほうから説明させていただきます。6ページをお開きください。

まず、第1款・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費におきまして、154万3000円を計上いたしております。これは、平成27年度からの介護保険制度改正に伴いまして、介護保険料の所得段階の変更などに対応するため、現在、本市で使用しております介護保険システムの改修を行うための経費でございます。財源としましては、システム改修に対する国庫補助金77万1000円と一般会計から事務費分の繰入金77万2000円を予定いたしております。

次に、第5款・諸支出金、項1・償還金及び還付加算金、目1・償還金及び還付加算金におきましては、4116万8000円を計上いたしております。これは、平成25年度の介護給付費負担金の実績確定に伴い、超過交付分を返還するもので、国への返還が2408万5000円、県への返還が1708万3000円でございます。財源としましては、全額前年度からの繰越金を予定しております。

続きまして、歳入につきましては、戻っていただきまして、5ページをごらんください。

まず、第4款の国庫支出金、項2・国庫補助

金、目４・介護保険特別補助金の７７万１０００円は、歳出で御説明いたしましたシステム改修に伴う費用の２分の１の補助金でございます。

次の第７款・繰入金、項１・一般会計繰入金、目１・一般会計繰入金の７７万２０００円は、こちらも歳出で説明しましたシステム改修に伴う市の負担分で、事務費分としての繰入金でございます。

次の第８款・繰越金、項１・繰越金、目１・繰越金の４１１６万８０００円は、歳出で説明いたしました国・県への返還金の財源として計上したものでございます。

以上が補正予算の内容でございます。御審議の上、よろしく申し上げます。

○委員長（中村和美君） はい、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 質疑ないようでございますので、以上で質疑を終了します。意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第１０３号・平成２６年度八代市介護保険特別会計補正予算・第２号については、原案のとおりに決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） はい。挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第１３１号・平成２６年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第２号

○委員長（中村和美君） 次に、議案第１３１号・平成２６年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第２号を議題とし、説明を求めま

す。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君） はい、委員長。

○委員長（中村和美君） 上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君） はい。引き続き、議案第１３１号・平成２６年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第２号につきまして、国保ねんきん課の中村課長より説明させますので、どうぞよろしく願いいたします。

○国保ねんきん課長（中村伸也君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、中村国保ねんきん課長。

○国保ねんきん課長（中村伸也君） はい。おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）国保ねんきん課の中村です。よろしく申し上げます。座って説明させていただきます。

○委員長（中村和美君） どうぞ。

○国保ねんきん課長（中村伸也君） それでは、お手元でございます議案第１３１号・平成２６年度八代市国民健康保険特別会計補正予算について御説明いたします。

それでは、１ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正といたしまして、第１条のとおり、歳出、——歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ８８０万５０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１億８２億８３９４万４０００円とするものでございます。

内容につきましては、６ページをお願いいたします。まず、歳出のほうから御説明をいたします。

第１款・総務費、項１・総務管理費、目１・一般管理費において、補正額８８０万５０００円の追加をお願いしております。今回の補正は、人事院勧告に基づく給与改定と対象職員１９名のうち７名の人事異動に伴うものでござい

ます。

次に、上段の２、歳入でございます。

款、——第９款・繰入金、項１・一般会計繰入金、目１・一般会計繰入金の補正額８８０万５０００円は、今回の補正財源とするものでございます。

以上、議案第１３１号・平成２６年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第２号の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願います。

○委員長（中村和美君） はい、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） はい。なければ、以上で質疑を終了します。意見がありましたら、願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 意見もないようですので、なければ、これより採決いたします。

議案第１３１号・平成２６年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第２号については、原案のとおりに決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） はい。挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

◎議案第１３２号・平成２６年度八代市介護保険特別会計補正予算・第３号

○委員長（中村和美君） 次に、議案第１３２号・平成２６年度八代市介護保険特別会計補正予算・第３号を議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい。続きまして、議案第１３２号・平成２６年度八代市介護保険特別会計補正予算・第３号につきまして、小林課長より説明させます。どうぞよろしくお願いいたします。

○長寿支援課長（小林眞二君） はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、小林長寿支援課長。

○長寿支援課長（小林眞二君） はい。引き続きまして、説明申し上げます。

議案第１３２号・八代市介護保険特別会計補正予算・第３号です。補正予算書の１ページをお開きください。

第１条で、歳入歳出それぞれ１１０万円を追加し、歳入歳出総額、——予算総額をそれぞれ１３６億１２５１万円といたしております。

補正予算の内容ですけれども、５ページのほうをお開きください。

５ページの下段になりますが、３の歳出で、第１款・総務費、項１・総務管理費、目１・一般管理費におきまして、１１０万円の増額補正を計上いたしております。これは、先ほど一般会計並びに国民健康保険特別会計で説明がありましたものと同様で、給与改定と人事異動、育児休業などの影響によるものでございます。給料で２６万９０００円の減額、職員手当で４２万５０００円の増額、共済費で９４万４０００円の増額となっております。

財源といたしましては、上の段の２の歳入にありますように、一般会計からの繰入金１１０万円でございます。

以上、説明とさせていただきます。

○委員長（中村和美君） はい、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） はい。質疑なければ、以上で質疑を終了します。意見がありまし

たら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 意見がなければ、これより採決いたします。

議案第132号・平成26年度八代市介護保険特別会計補正予算・第3号については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） はい。挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第106号・指定管理者の指定について

（八代市坂本地域福祉センター、八代市千丁地域福祉保健センター、八代市鏡地域福祉センター、八代市鏡老人デイ・サービスセンター、八代市東陽地域福祉保健センター、八代市泉地域福祉センター、八代市泉憩いの家、八代市五家荘デイサービスセンター、八代市柿迫生きがいセンター）

○委員長（中村和美君） 次に、事件議案の審査に入ります。

議案第106号・八代市坂本地域福祉センター、八代市千丁地域福祉保健センター、八代市鏡地域福祉センター、八代市鏡老人デイ・サービスセンター、八代市東陽地域福祉保健センター、八代市泉地域福祉センター、八代市泉憩いの家、八代市五家荘デイサービスセンター、八代市柿迫生きがいセンターにかかわる指定管理者の指定についてを議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい。引き続きまして、事件議案第106号・指定管理者の指定につきまして、健康福祉

政策課の礎塚課長より説明させますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○健康福祉部理事兼健康福祉政策課長（礎塚康浩君） はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、礎塚健康福祉政策課長。

○健康福祉部理事兼健康福祉政策課長（礎塚康浩君） はい。健康福祉政策課の礎塚です。よろしくお願いいたします。座りまして説明させていただきます。

○委員長（中村和美君） はい、どうぞ。

○健康福祉部理事兼健康福祉政策課長（礎塚康浩君） 12月定例会議案の12ページになりますが、議題106号……（「議案」と呼ぶ者あり）議案第106号・指定管理者の指定について御説明申し上げます。

提案理由でございますが、記載されておりますように、本市が設置します公の施設の指定管理者を指定するには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る、——経る必要があるためでございます。

内容を御説明申し上げます。1、公の施設の名称でございますが、資料をお届けしておると思いますけれども、2枚目のほうに施設の概要をつけておりますが、まず、2枚物の資料をお配りしてと思いますが、施設の一覧のようなもの……。〔「ございますか」「はい」と呼ぶ者あり〕

まず、八代市坂本地域福祉センター、八代市千丁地域福祉保健センター、八代市鏡地域福祉センター、八代市鏡老人デイ・サービスセンター、八代市東陽地域福祉保健センター、八代市泉地域福祉センター、八代市泉憩いの家、八代市五家荘デイサービスセンター、八代市柿迫生きがいセンターの9施設でございます。

議案書の12ページに戻りますが、指定管理者となります団体の名称は、社会福祉法人八代市社会福祉協議会でございます。指定管理者と

なります団体の所在は、八代市本町一丁目9番14号です。指定の期間は、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間でございます。

これまでの経緯等でございますが、まず、9月17日の文教福祉委員会の所管事務調査において、今回の指定管理の概要について説明をさせていただいております。今回の指定管理につきましては、9施設について一括して社会福祉協議会を非公募により選定いたしました。7名の委員による指定管理者候補者選定委員会を11月12日水曜日に開催し、200点満点中、委員7名の平均点が168点でありまして、選定基準である配点合計の6割以上でございましたので、候補者として選定いたしましたものでございます。

なお、本件に関連し、12月補正予算におきまして、27年度から29年度にかけて1億682万7000円の限度額で債務負担行為の追加補正をお願いしております。

以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） はい、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（堀口 晃君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。今回の指定管理が3年間ということでございますけれども、今、最長5年というふうな状況がございますけれども、3年にした理由は何なのか、そのところをお聞かせください。

○健康福祉部理事兼健康福祉政策課長（碓塚康浩君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、碓塚健康福祉部、——政策課長。

○健康福祉部理事兼健康福祉政策課長（碓塚康浩君） はい。前回9月の文教福祉委員会でも御説明申し上げましたが、平成29年度

末までにですね、介護保険制度の改正というのがございます、訪問介護と通所介護の介護予防給付、要するに、要支援認定者ですけども、——の給付が法定給付から市町村事業——介護保険制度の中の地域支援事業というのがありまして、そういう市町村が実施する、——に移行されるというのが決まっております、3年後、どのようなその状況になるのかというのを、まあ、不透明なところがございますので、現時点では、一応、その3年間でまた更新という、——状況見てまた更新というのがいいのではないかとということで3年間で設定したところでございます。（委員堀口晃君「はい。わかりました」と呼ぶ）

○委員長（中村和美君） 堀口委員。いいですか。

○委員（堀口 晃君） はい。

○委員長（中村和美君） はい。ほかありませんか。

○委員（橋本隆一君） 済みません。

○委員長（中村和美君） はい、橋本委員。

○委員（橋本隆一君） 済みません。点数が、先ほど200点満点の百六十何点で、約80点ぐらいかなというところですが、あとの20点のところは課題というふうに思うんですけども、そういった方に対して100点満点ちょううのは、確かにですね、何の事業もそれはなかなか難しいので、そのちょっと課題となった点、具体的なところはあれなんですけれども、そういったところに対しての、社協に対してということよりも、何かこう、支援できるものが市としてあるのか、あるいは、指導できるものがあるのか、どのようにお考えでしょうか。

○委員長（中村和美君） いいですか。

○健康福祉部理事兼健康福祉政策課長（碓塚康浩君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、碓塚健康福祉政策課長。

○健康福祉部理事兼健康福祉政策課長（碓塚康浩君） ただいまの御質問は、168点という8割、——約8割を超えた点数の評価の（委員橋本隆一君「評価の」と呼ぶ）内容と言いますか。（委員橋本隆一君「内容……。その200点満点のうちの、200点満点って多分ないと思うんですけども、幾つか課題が見えてきたと思うんですよね。ちょっとここら辺がちょっといまいかなっちゅうところで。そういったところに対して、何か支援とか、指導とか、あるのかなと思って」と呼ぶ）

はい。

○委員長（中村和美君） はい、碓塚健康福祉政策課長。

○健康福祉部理事兼健康福祉政策課長（碓塚康浩君） はい。審査基準というのが、——審査表というのがございまして、審査項目が、——選定項目がございしますが、例えば、いろんな施設ございますので、公平なサービスが提供できるのかとか、あるいは、その事業計画上、大丈夫であるのかとか、あるいは、財政的な基盤が大丈夫であるのかとか、そういう項目が幾つかございまして、当然、その平均点ですので、あるところでは130点ぐらいのところもあれば、かなり満点に近い点数をつけられた委員さんもございまして、特にどの点がどういうふうになっているかっていうのをちょっとそこまで細かく見ておりませんので、平均点で引き出しておりますもんですから。

ただ、社会福祉協議会ですので、本来、地域福祉を主として行うところでございますので、地域に根差しておりますので、実態としては、市としても、何と言いますか、一体となってこれを管理を進めていくっていうのは可能であるのではないかというふうには思っております。

○委員（橋本隆一君） はい。

○委員長（中村和美君） 橋本委員。

○委員（橋本隆一君） はい。済みません。理

解できました。ありがとうございました。

○委員長（中村和美君） はい。ほかありませんか。

○委員（堀 徹男君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、堀委員。

○委員（堀 徹男君） はい。先日の経済企業委員会の中で、こういった指定管理者の選考のですね、何て言うかな、評価票みたいなのがあったんですよね。それと全く同じような仕組みでこちらのほうもされてるんですかね。指定管理者のですね。

○健康福祉部理事兼健康福祉政策課長（碓塚康浩君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、碓塚健康福祉政策課長。

○健康福祉部理事兼健康福祉政策課長（碓塚康浩君） はい。この地域福祉センターに関する審査表の項目については、こちらのほうでつくっておりますので、その経済企業委員会ですれたほかの指定管理のですね、審査項目と同じかどうかというのは、ちょっと私たちのほうでは、見比べていないと言いますか。福祉センターという観点からのですね、地域福祉のセンターちゅう観点からの選定項目をつくっておりますので、商業施設とは若干違うのではないかという気はいたしますが、正確に見比べてるということではありませんので。

○委員（堀 徹男君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、堀委員。

○委員（堀 徹男君） はい。いや、その全く同じ観点からですね、評価できると私も思いません。ただ、その経済企業委員会の中で指定管理を行うに当たってされたのは、各その応募された事業者に対する評価っていうのが一覧で来たんですね。今回は、たまたま何……。複数のその事業体が応募してるというわけじゃないんですけども、その評価が正しかったかどうかっていうのは、その評価票を見ることによっ

て、客観的に我々も評価できたんですよ。そういう指定管理に至るまでの採点表の評価っていうのをですね、ぜひ、資料として、我々もですね、どのような観点から評価をされて、選考に至ったのかっていうプロセスをですね、我々委員としても知りたいところでありますので。公表できるものであればですね。経済企業委員会は、その結果は公表されているという報告がありましたが、どうでしょう、委員長。委員長、資料をですね。

○委員長（中村和美君） 資料提出。要望ですか。

○委員（堀 徹男君） はい。今後とも、指定管理の分に関しては、たくさん出てきますので、もし、可能ならば、公表できるものであればですね。

○委員長（中村和美君） それでは、今、堀委員の要望ありましたけど、資料要求が出ましたが、皆様いかがいたしましょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） それでは、資料を要求したいと思いますが、いかがでしょうか。上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君） はい。後ほど、準備いたします。

○委員長（中村和美君） はい。じゃあ、よろしくお願い申し上げます。

はい。ほか、質疑ありませんか。

碓塚健康福祉政策課長、よかですか。わかりましたか。

○健康福祉部理事兼健康福祉政策課長（碓塚康浩君） はい。わかりました。

○委員長（中村和美君） はい。じゃあ、よろしくお願い申し上げたいと思います。

次に、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、意見がありましたら、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第106号・八代市坂本地域福祉センター、八代市千丁地域福祉保健センター、八代市鏡町、——鏡地域福祉センター、八代市鏡老人デイ・サービスセンター、八代市東陽地域福祉保健センター、八代市泉地域福祉センター、八代市泉憩いの家、八代市五家荘デイサービスセンター、八代市柿迫生きがいセンターにかかわる指定管理者の指定については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） はい。挙手全員と認め、本案は可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

はい。執行部入れかえのために、小会いたします。

（午前11時05分 小会）

（午前11時05分 本会）

◎議案第107号・指定管理者の指定について（八代市立図書館）

○委員長（中村和美君） 次に、議案第107号・八代市立図書館に係る指定管理者の指定についてを議題とし、説明を求めます。

○教育部長（北岡 博君） はい、委員長。

○委員長（中村和美君） 北岡教育部長。

○教育部長（北岡 博君） はい。お世話になります。議案第107号・指定管理者の指定について、八代市立図書館、濱田館長が説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○図書館館長（濱田大祐君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、濱田図書館館長。

○図書館館長（濱田大祐君） はい。図書館の濱田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて説明をさせていただきます。

○委員長（中村和美君） どうぞ。

○図書館館長（濱田大祐君） 議案第107号・指定管理者の指定について、図書館について御説明を申し上げます。

まず、提案理由でございますが、本市が設置する公の施設の指定管理者を指定するには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。

その内容でございますが、まず、1、公の施設の名称は、八代市立図書館でございます。これは、本館、千丁分館、鏡分館の3つを含むものでございます。

2、指定管理者となる団体の名称は、TRCグループ共同企業体でございます。構成企業は、株式会社図書館流通センターと九州総合サービス株式会社の2社でございます。出資割合は、8割と2割となっております。図書館流通センターが主に運営面を担当しまして、九州総合サービスが施設管理面を担当することになっております。株式会社図書館流通センターは、本社が東京都文京区にありまして、九州支社を福岡市に、さらには、熊本営業所を熊本市に持っております。主な業務内容は、公共図書館を中心とした図書の販売と図書館業務の受託事業を行っております。現在、公共図書館の指定管理の受託数は220となっております。一方、九州総合サービス株式会社は、本社が熊本市中央区大江6丁目にありまして、主な業務としては、清掃業務、給排水の清掃・点検業務、人材派遣業務や病院給食提携業務を、――提供業務を行っております。また、本市の指定管理も行っておりまして、八代よかところ物産館、松中信彦スポーツミュージアム、ばんぺい湯、日奈久ゆめ倉庫等を受託いたしております。

3、指定管理者となる団体の所在でございますが、東京都文京区大塚三丁目1番1号でございます。これは、TRCの本社ということになっております。

4、指定の期間は、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間の指定管理をお願いしたいと考えているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） はい、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（堀口 晃君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、それでは、はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。簡単なことなんですけど、TRCグループってどんな会社ですか。そういったそのグループの共同企業体っていう部分があるんだけど、その1枚のペーパーか何かね、やっぱり示して、どういうところなのかかわからないと、私たちは、ここに本当にその指定管理をしていいのかどうかかわからない。確かに、そちらのほうで選定委員会の中で決めたんだろうけれども、私たちの中においては、TRCグループがどんな団体で、今までどんな実績があって、そういったものがやっぱり資料としてね、最初にね、出しとくべきじゃないかなと思うんですよね。その辺いかがですか。（「その通り」と呼ぶ者あり）

○図書館館長（濱田大祐君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、濱田図書館館長。

○図書館館長（濱田大祐君） はい。今、御指摘の資料につきましては、コピーをいたしますので、配付させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） 今から、早速、じゃあ、コピーしてきてください。

ほかに何か。

○委員（堀口 晃君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） 関連なんですけども、

館長、部長もそうですけども、こういった初めてやるわけですから、その会社の内容であったりとか、今までの実績であったりとか、で、今後、どういうふうな形に変わっていくのか、指定管理者になったときに、既存、——時間帯は変わるという状況と日数も変わってくるという状況は、その辺はわかりますけども。あと、市民サービスは、向上するために、どういうふうにやっていくのかっていうところを明確に書いておかないと、なかなか私たちには理解できないですね。

そして、1億3000万ぐらいですね、年間に。で、5年で6億4800万ですか。そういうふうな形に、5年間で6億もね、お渡しするわけですから、それを決めるわけですよ。そのときね、ある程度詳細をね、私たちにもちゃんとした形で示していただかないと、わからないという部分でございますので、これはね、さっきの指定管理のやつもありましたけども、もう少し詳細をね、出しておかなければならぬっていうことを頭にこれから入れとってください。

○委員長（中村和美君） はい。要望ですね。
はい。ほか。

○委員（百田 隆君） はい。

○委員長（中村和美君） 百田委員。

○委員（百田 隆君） はい。説明にありましたように、これは大手の指定、——業者という説明があつとります。そのあたり、大変こう、いろいろと熟知、経験も豊富だと思いますが、もしですね、トラブった場合、執行部との連絡とか、そういうのは構築されておりますか。

○図書館館長（濱田大祐君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、濱田図書館館長。

○図書館館長（濱田大祐君） はい。指定管理者制度を導入しました後は、図書館担当課を生涯学習課と予定いたしております。そういったトラブル等、協議事項がございましたら、生涯

学習課と密に連携を図って、協議を行って、解決に当たってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（中村和美君） よろしいですか。百田委員、よろしいですか。

○委員（百田 隆君） はい。

○委員（西濱和博君） はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、西濱副委員長。

○委員（西濱和博君） はい。指定管理者、可決されてから決定した先のことになるかと思うんですけども、従業員の皆さんの総数が全体で、全部の施設で何人ぐらいになるかの見込み数とそのうち地元採用はどれくらいになるのか。人数でも、割合でもよろしいんですけども、お聞きしたいというのが1点と。

もう一つは、新しいスタッフでスタートするわけですが、やはり司書さんとか、専門性だとか、経験だとか、あられる方が引き続き従事していただくというのも非常に優位かなと思いますものですから、その点の何がしか配慮なり、対応策は御検討なさっていらっしゃるのか、その2点お願いいたします。

○図書館館長（濱田大祐君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、濱田図書館館長。

○図書館館長（濱田大祐君） はい。従業員数ということでございますが、まず、1点目の人数でございますが、現在、TRCグループです、内容は検討いたしておりますが、正式決定後にですね、求人等は行いますので、確定数ではございませんが、大体、25名程度ぐらいになるのではないかと私どもは推測しているところでございます。

また、現在のスタッフ、——窓口業務はTRCに委託しておりますが、そういったスタッフの方々が引き続き従事されるかどうかにつきましては、基本的には、そういうような方向で

すね、現在調整を進めていると聞いております。

また、地元雇用につきましては、これ、私どもが指定管理の仕様書を作成する際に、地元雇用につきましてはの御提案も求めておりまして、TRCグループからの提案がありました内容につきましては、地元の方をですね、優先して採用するというような提案をいただいております。

以上でございます。（委員西濱和博君「はい。現時点では結構です。ありがとうございます。ありがとうございました」と呼ぶ）

○委員長（中村和美君） はい。それでは、資料の配付をしてください。

（資料配付）

○委員長（中村和美君） はい。それでは、ただいま資料の配付が終わりましたので、質疑ございませんですか。

○委員（堀 徹男君） はい。いいですか。

○委員長（中村和美君） はい、堀委員。

○委員（堀 徹男君） はい。資料ありがとうございます。できれば、本当に堀口委員がおっしゃるようになりますね、こういう資料、先に、先もって出していただいていたかかったなあというふうに思ってますけど。

この中で、さっきも言いましたけど、選考に至るですね、基準の採点表みたいなのがあると思うんですね。ああ、これか。選考資料。これは、応募は1者、1者だったのかな。（「はい。1者です」と呼ぶ者あり）1者。わかりました。これが先にあれば、わかったんですけど。これ、ちょっと見さしてもらいます。

で、もう1点。

○委員長（中村和美君） はい、どうぞ。堀委員。

○委員（堀 徹男君） 図書館担当課、生涯学習課に移されるっていうお話でしたけれども、それはもう新たに人員を加配って言うか、異動

させてのことですか。それとも、そのまま担当だけを譲る。

○教育部長（北岡 博君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、北岡教育部長。

○教育部長（北岡 博君） はい。この指定管理に向けましてですね、今、人事当局にお願いしておりますのは、担当となる生涯学習課のほうに図書館の業務等に精通している職員の中から1名を増員はしてほしいということをお願いを、今、している段階でございます。

○委員長（中村和美君） よろしいですか。

○委員（堀 徹男君） はい。専門性が高いお仕事だと思いますので、ぜひですね、その方向で、はい、進んでいただければと思います。

○委員長（中村和美君） はい。ほか、ありませんか。

○委員（村川清則君） ちょっといいかな。

○委員長（中村和美君） はい、村川委員。

○委員（村川清則君） これ、プレゼンとか、そんなんで、提案価格は若干2000万ぐらい安くなってるんですか。何か、ネットで見たら、もうちょっと高かったから。

○図書館館長（濱田大祐君） はい。

○委員長（中村和美君） 濱田図書館館長。

○図書館館長（濱田大祐君） はい。TRCグループからの提案価格は、御指摘のように、5年間で約2000万程度安く提案されてありますが、これはもう、向こうの提案でございますので、その金額を受け入れたところでございます。

以上でございます。（委員村川清則君「はい」と呼ぶ）

○委員長（中村和美君） いいですか。はい。

ほか、ありませんか。

○委員（堀口 晃君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） この1億、——約1億

3000万の中にはですね、図書の購入費とかなんかも全部入ってお話なんですかね。その内訳。大体、1億3000万の割合って言うのか、そういったものをちょっと教えていただきたいんですけど。どの程度なのかって言う。詳細にはいいですけども、大体、ざっくりした感じで言っていただければありがたいなと。

○委員長（中村和美君） いいですか。どちらですか。

○図書館館長（濱田大祐君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、濱田図書館館長。

○図書館館長（濱田大祐君） はい。大きく分別、——区分いたしまして、人件費が6000万円、それから、施設管理費が6000万円、それから、管理費等が残りの金額というようなところで区分いたしております。

以上でございます。

○委員（堀口 晃君） 済みません。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。6000万円が人件費で、6000万円が設備費。（図書館館長濱田大祐君「施設管理費です」と呼ぶ）施設管理費。

じゃあ、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） 施設管理費の中に、その図書の購入とかっていうのが入ってるんですかね。施設管理費の中に入ってるんですかね。

○図書館館長（濱田大祐君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、濱田図書館館長。

○図書館館長（濱田大祐君） はい。そのとおりでございます。

ちなみに、図書館、——図書購入費は約2400万円程度でございまして、この金額はですね、必ずキープしていただくとおっしゃいますか、必ず購入していただくという規定にいたしており

ます。

以上でございます。（委員堀口晃君「はい、わかりました」と呼ぶ）

○委員長（中村和美君） いいですか。

○委員（堀口 晃君） はい。

○委員（百田 隆君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、百田委員。

○委員（百田 隆君） はい。堀口議員の続きですけど、そしたら、年度年度のチェックはされますとですかね。どれだけ買ったとか、何とか。

○図書館館長（濱田大祐君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、濱田図書館館長。

○図書館館長（濱田大祐君） はい。指定管理導入後は、翌年度にモニタリングというのをを行うようにいたしております、その会計面、それから、運営面をチェックさせていただく予定でございます。

以上でございます。（委員百田隆君「はい、わかりました」と呼ぶ）

○委員長（中村和美君） はい。ほか、ありませんか。

○委員（堀口 晃君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） 今度のですね、その指定管理者を行うわけで、今の来館者数がございますよね。この来館者数よりも減るという状況はあり得ない話ですと私は思ってるんですよ。大体、目標値において、何パーセント伸ばしていくであつたりとか、魅力あるやつがどうゆうふうになればいいのかっていう、そういったものがあって、よりよい親しまれるね、図書館にたくさんの方が来ていただくような仕掛けづくりがあるんだろうと思うんです。その目標値があれば、ちょっと教えていただきたいんですけど。

○図書館館長（濱田大祐君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、濱田図書館館長。

○図書館館長（濱田大祐君） はい。来館者数、それから、貸し出し冊数等につきましては、八代市総合計画の実施計画におきまして目標値を定めておりますが、今後、5年間の目標値としましては、約3%増、——各年度3%増の目標を定めて、その目標に向かって努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（中村和美君） はい。よろしいですか。

○委員（堀口 晃君） ありがとうございます。

○委員長（中村和美君） ほか、ございませんか。

○委員（村川清則君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、村川委員。

○委員（村川清則君） このTRCグループ、全国で220カ所ですか、やってらっしゃる。で、もうかなりの期間、何年も前からやってらっしゃるんだろうと思うんですが、調べてなければいいんですけども、指定管理に移行したときのこの市民の反応とか、そういう何かリアクションみたいなのがどうなのかなという。

○図書館館長（濱田大祐君） はい。

○委員長（中村和美君） いいですか。濱田図書館館長。

○図書館館長（濱田大祐君） はい。TRCの実績としましては、220ほど、数十年にわたってあるわけでございますが、地域住民の皆様方の御反応と言いますのは、TRCもよりよいサービスをですね、付加して提供いたしておりますので、逆に、サービスが悪くなったというような悪い評判はございませんで、それ以外のサービスは同程度以上になったというような評価は聞いているところでございます。

以上でございます。

○委員長（中村和美君） いいですか。

○委員（村川清則君） はい。

○委員長（中村和美君） ほか、ありませんか。

○委員（堀 徹男君） 最後、いいですか。

○委員長（中村和美君） はい、堀委員。

○委員（堀 徹男君） 今回、図書館の指定管理者導入に当たって外された部分ありましたよね。図書館の分室の部分。それは、前回説明のときに、今後、検討するというお話でしたけど、今の現状でどうなってますか。

○図書館館長（濱田大祐君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、濱田図書館館長。

○図書館館長（濱田大祐君） はい。分室につきましては、高田分室、それから、太田郷分室の2分室ございますが、この分室につきましては、現状のサービスを維持していくという考え方でございます。年に1回、本館の図書を分室の図書約1000冊ございますが、入れかえを行いまして、その新たな図書を地域の皆様方には読んでいただくというようなサービス、それから、本館・分館でお借りになった図書を分室で返却していただくというサービスもことしの4月から始めておりますが、そういったサービスも継続していくというような状況でございます。

以上でございます。

○委員（堀 徹男君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、堀委員。

○委員（堀 徹男君） はい。わかりました。

今の言ったようなものをですね、市民の皆様にもわかりやすい形で周知していただくような努力をお願いできますか。（図書館館長濱田大祐君「はい」と呼ぶ）

それと、もう1点、今の、何ですか、その分室の管理も公民、——生涯学習課に移動される予定である図書館の担当課の方が、一応、目は

届くことになるということによろしいでしょうか。

○図書館館長（濱田大祐君） はい。

○委員長（中村和美君） 濱田、はい、図書館館長。

○図書館館長（濱田大祐君） はい。そのとおりでございます。よろしくお願いいたします。

（委員堀徹男君「はい、わかりました」と呼ぶ）

○委員長（中村和美君） ほか、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） はい。なければ、質疑を終了します。意見がありましたら、お願い申し上げます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第107号・八代市立図書館にかかわる指定管理者の指定については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は可決されました。

はい、執行部入れかえのために小会します。

（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

（午前11時23分 小会）

（午前11時24分 本会）

◎議案第115号・財産の無償譲渡について

○委員長（中村和美君） それでは本会に戻します。

次に、議案第115号・財産の無償譲渡についてを議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい。続きまして、議案第115号・財産の無償譲渡につきまして、こども未来課の白川課長より説明させますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○こども未来課長（白川健次君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、白川こども未来課長。

○こども未来課長（白川健次君） はい。皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）こども未来課の白川でございます。よろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

○委員長（中村和美君） はい、どうぞ。

○こども未来課長（白川健次君） 議案第115号・財産の無償譲渡について御説明をいたします。議案書は23ページからになります。

平成27年度からの八代市立北新地保育園の民営化に伴いまして、保育所の建物を社会福祉法人千秋福祉会へ無償譲渡するものでございます。

提案の理由でございますが、財産を無償譲渡するためには、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を経る必要があるというものでございます。

お配りしておりますこちらですね。北新地保育園の民営化スケジュールについてという資料をごらんください。9月の文教福祉委員会では、選定された団体が9月11日付で社会福祉法人の認可申請をされたところまで実施した旨を御説明いたしました。その後の経過といたしまして、10月14日付で団体の法人、——団体が法人の認可を受けておられます。また、法人と保護者、市によります第2回の3者協議会を11月19日に開催いたしまして、延長保育や放課後児童クラブ等の実施に関する協議も円滑に進んでおりますことから、民間移管の条件がおおむね整ったと考え、今回、財産の無償譲

渡について提案をさせていただいたものでございます。

譲渡日は、民営化の期日であります平成27年4月1日といたしております。

なお、議決をいただきました後には、土地の売買と建物の無償譲渡に関する本契約の締結や国や県への必要な手続を行いますとともに、円滑な移管のため、来年1月から3カ月間、共同保育を行い、引き継ぎを確実に実施してまいります。

そして、民営化後の保育園を開園した後も、移管に当たっての条件等が守られているかを巡回し、指導・助言していくということとしております。

なお、このことにつきましては、後ほど、議案第126号の八代市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでも御審議をお願いすることとしております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） 以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（堀 徹男君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、堀委員。

○委員（堀 徹男君） はい。財産の無償譲渡ということで、契約されるということになると思います。で、先日、本来ならちょっと委員会で聞きたかったんですけども、どっか、売却された老人ホームの、——何だっけ、解体と何とかっていうのを10年の契約期間を待たずにですね、されるっていう何かちょっと、御相談ありまして、ちょっといささか疑問には思ってるんですけども。買うときとかですね、渡されるときって、十分のその施設が今後の使用に耐え得るものかどうかっていうのをですね、受け取る側もしっかりチェック、渡す側もちゃんと説明してっていう過程が必要だと思うんですけど、今回はですね、私も北新地保育園、実

際、行ってみましたけど、結構、雨漏りとかしてる古い建物で、柱には雨形とかいっぱい残ってますね、結構、古くなっていうふうにあつて。渡された後に、やあ、1年もたたないうちにね、次の梅雨に雨がじゃんじゃん漏ってしょうがないですよっていうようなクレームが来たときに、その辺の契約の、何て言うんですかね、どこまでしっかり内容をわかっていたいでできてるのかなっていうのがですね、ちょっと心配になったもんですから。そこら辺の契約内容のですね、ちょっと確認をさせていただきたいと思うんですけど。

○委員長（中村和美君） いいですか。

○こども未来課長（白川健次君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、白川こども未来課長。

○こども未来課長（白川健次君） はい。無償譲渡についてですね、本12月議会に提案するに当たりまして、双方で合意しておく必要があるということで、現在、仮契約という状態で結ばせていただいております。（委員堀徹男君「はい」と呼ぶ）その内容につきましては、10年間はですね、まず、市の承諾なしでは売却等はできないと。また、その使用目的は保育園に限るとするような形をとっておるところでございます。

ただ、今、議員からございました譲渡後の施設の維持管理につきましては、基本的には、法人さんにさせていただくというような内容での契約としていただいております。

○委員（堀 徹男君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、堀委員。

○委員（堀 徹男君） はい。じゃあ、もう譲渡した後は、もう雨漏りしようとか何だろうと、渡したほうが責任を持って取り組むということで確認させていただいていいですか。

○こども未来課長（白川健次君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、白川こども未

来課長。

○こども未来課長（白川健次君） はい。基本的には、譲渡後は、法人のほうの維持管理ということになります。例えば、その雨漏り等で、屋根全体の大規模の修繕が必要だったりとかいう場合には、県のですね、安心こども基金の補助金の対象になりました場合には、市のほうも一部補助という形で負担をするということになります。

○委員長（中村和美君） よろしいですか。

○委員（堀 徹男君） はい。

○委員長（中村和美君） ほか、ございませんか。

○委員（堀口 晃君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。この後にですね、土地の売買という部分が、この条例が決まりましたですね、——議案が決定したならば、その土地の売買については、まるっきりもう売買するというので、今、進んでいるんだろうと思いますけども、予定価格なんかはもうある程度決まってるんですか。

○委員長（中村和美君） はい、どちらですか。（委員堀口晃君「言えるのか、言えないのか」と呼ぶ）はつきり……。 （発言する者あり）部長行きますか。

○こども未来課長（白川健次君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、白川こども未来課長。

○こども未来課長（白川健次君） はい。土地につきましてはですね、公募の際に、鑑定評価を行っております。その鑑定価格というのが1960万円ということでございましたので、その価格を最低価格ということで提案を求めました。その結果、今回の移管先法人が提案された金額で有償譲渡させていただくということにしております。

○委員（堀口 晃君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい、わかりました。以上です。

○委員長（中村和美君） はい。ほか、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） はい。なければ、以上で質疑を終了いたします。意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第115号・財産の無償譲渡については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） はい。挙手全員と認め、本案は可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第123号・八代市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の制定について

○委員長（中村和美君） はい、次に、条例議案の審査に入ります。

議案第123号・八代市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の制定についてを議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君） はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい。大変お疲れのところでございますが、引き続きまして、議案第123号・八代市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の制定につきまして、長寿支援課の小林課長より説明させます。

以後、関連の議案がございますので、続きまして、引き続き、小林課長のほうから説明させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○長寿支援課長（小林眞二君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、小林長寿支援課長。

○長寿支援課長（小林眞二君） はい。長寿支援課、小林でございます。よろしくお願いいたします。それでは、座らせていただきます。

議案第123号・八代市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の制定についてでございます。議案のほうは49ページからになっておりますけれども、説明のほうは配付しておりますこちらの資料に基づいてですね、説明をしたいと思います。

まず、資料の1ページからになります。

まず、1の制定の趣旨ですが、いわゆる、第3次地方分権一括法に基づく介護保険法の改正に伴いまして、これまで厚生労働省令で定めてきた地域包括支援センターの包括的支援事業実施における基準を条例で定めるものでございます。

この包括的支援事業とは、高齢者が住みなれた地域で尊厳ある生活を継続していけるよう支援していくために、現在、市内6カ所にあります地域包括支援センターが行っております介護予防ケアマネジメント事業、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業のことを指します。

次に、大きな2の制定の概要ですけれども、①の条例の内容ですが、この条例は、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数、その他必要事項を定めるものでございまして、条例の構成は、資料にございますとおり、全5条からなっております。

②の条例で定める際の基準の区分ですが、基準の区分としまして、条例の内容を直接拘束し、必ず適合しなければならない従うべき基準

や地域の実情に応じて異なる内容を定めることができる参酌すべき基準などがあります。

今回制定いたします条例では、まず、表の上段にあります条例の第4条に当たる職員に係る基準及び当該職員の員数ですが、基準の区分としては、従うべき基準となっておりますので、右の市の考え方としましては、厚生労働省令の基準どおりといたしております。

また、下段の条例第3条に当たります基本方針等につきましては、参酌すべき基準とされておりますが、本市としましては、特別な基準を設ける事情がございませんので、こちらも厚生労働省の基準どおりとして定めるものでございます。

最後に、3の施行日ですが、条例施行日は、27年4月1日となっております。

以上、説明とさせていただきます。

○委員長（中村和美君） はい、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（西濱和博君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、西濱副委員長。

○委員（西濱和博君） はい。今の御説明、理解しました。

で、後段にありました市の基準の考え方ということで、厚労省の令を基準とされているというような御説明だったんですけど、おそらくですね、ここに至るまでは、県内の他の自治体の対応状況も情報収集なさっていらっしゃるというふうに思うんですけども、そこら辺の県内の様子はいかがでしょうか。参考までにお聞かせいただければと。考え方でも結構です。

○長寿支援課長（小林眞二君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、小林長寿支援課長。

○長寿支援課長（小林眞二君） 済みません。

はい。こちらの基準にしましては、平成18年度から既に国の基準として設けられておりまし

て、それに従いまして、全国的に包括支援センターを設置をされております。で、今回の条例制定におきまして、幾つかの市のですね、ほうをお聞きしましたけれども、こちらについては、ほぼ厚生労働省基準どおりと定めると。これを基本にしまして、これは最低基準でございまして、その上乘せ分は市の判断ということになります。（委員西濱和博君「はい」と呼ぶ）

○委員長（中村和美君） よろしいですか。

○委員（西濱和博君） はい。

○委員長（中村和美君） ほか、ありませんか。

○委員（橋本隆一君） はい、済みません。橋本です。

○委員長（中村和美君） はい、橋本委員。

○委員（橋本隆一君） はい。ちょっと確認ですけれども、包括支援センターの役割、取り組みというのは非常に多様化しておりまして、またその責務のほうもかなり大きくなって、多くなっているということを理解しております。

現場の中の職員さんのいろいろお話とか聞かせていただいだけ、——いただいてるんですけども、大変、名前のとおり、包括ということで、幅広く、これから先はうちではないということが言えないということで、振られてくる内容が非常に多岐にわたるものであるということ。それで、そういったその業務の役割とかですね、例えば、この前、部長が言われました地域包括支援センターが認知症の対応、——認知症講座ですかね、あれも、包括が、たしか、取り組んでおられたですね。で、そういったところで、非常に多岐に及ぶものでありますので、そういったところの仕事の役割とか、内容について、長寿支援課あたりでのすり合わせとか、ここまではうちがせなんとですかとか、あるいは、ここから先はそっちでとかいうそういう話し合いちゅうのは、具体的なところで包括支援

センターさん、6カ所同士で話し合いとか、そこに市が入って話し合いという場は設けてあるんでしょうかというのが気になりますけど。

○長寿支援課長（小林眞二君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、小林長寿支援課長。

○長寿支援課長（小林眞二君） はい。確かに、包括支援センターの業務というのは、大変複雑でですね、多忙を極めてるわけでございますけれども、毎月センター長会議を開いておりまして、市と、——行政のほうとですね、業務すり合わせ等を行っているところでございます。

また、今回の来年度から新しい契約となりますけれども、その際には、市の方針をですね、示しまして、依頼をしたいというふうに思っております。

○委員（橋本隆一君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、橋本委員。

○委員（橋本隆一君） 理解しております。

ただ、現場の実際のそのワーカーさん等ですね、意見等もよく聞かれて、やっぱりいい仕事ではあるんですけども、実際の現場の職員さんがやっぱり疲弊してしまっていて、疲れてしまっているかなと思いますので、それもちょうと御了解いただいてですね、いい方向に進んでいただけるといいと思います。済みません。

○委員長（中村和美君） はい。ほか、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で質疑を終了します。意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第123号・八代市地域包括支援センタ

一の包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の制定については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(中村和美君) はい。挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

(「ありがとうございました」と呼ぶ者あり)

◎議案第124号・八代市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について

○委員長(中村和美君) 次に、議案第124号・八代市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定についてを議題とし、説明を求めます。

○長寿支援課長(小林眞二君) はい、委員長。

○委員長(中村和美君) はい、小林長寿支援課長。

○長寿支援課長(小林眞二君) はい。それでは、引き続き、説明させていただきます。

議案第124号・八代市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定についてですけれども、こちらのほうも資料に基づいて説明したいと思います。

資料は2ページのほうをお願いいたします。

まず、資料の大きい1番、制定の趣旨ですが、こちらも先ほどと同様に、第3次地方分権一括法に基づきまして介護保険法が改正されたことに基づきまして、これまで厚生労働省令で定めてきた介護予防支援事業所の指定基準を条例で定めるものでございます。

介護予防支援事業とは、介護予防支援の知識

を有する保健師等が要支援者の介護予防サービス計画を作成するとともに、この計画に基づくサービスが提供されるよう、事業者等と連絡調整を行うもので、地域包括支援センターが行うものでございます。

次に、2番目の制定の概要ですが、①の条例の内容です。この条例は、介護予防支援に従事する従事者に係る基準、事業の運営に関する基準及び支援の方法に関する基準を定めるものでございます。条例の構成は、第1章から第6章まで全37条からなっております。

資料3ページをお願いいたします。

②の条例で定める際の基準の区分ですが、先ほどと同様に、基準の区分として、従うべき基準や参酌すべき基準などがございます。表にありますとおり、上段の従うべき基準では、全て厚生労働省の基準どおりとしております。また、下段の参酌すべき基準では、ほとんどの項目において、厚生労働省の基準どおりとしておりますが、一部に市の独自基準を追加・変更いたしております。

その内容ですが、下の表になります。

参酌すべき基準のうち、本市の独自基準といたしまして、表の上段ですけれども、1点目として、条例第4条及び第32条に暴力団等排除の規定を追加しております。内容としましては、八代市暴力団排除条例の趣旨に基づきまして、指定介護予防支援の事業から暴力団を排除するための規定を設けております。

表の下段ですが、2点目として、条例第31条で記録の保存期間を延長いたしております。内容としまして、記録の保存期間につきましては、省令で2年と定めてございますが、過払いの場合における返還金請求権の時効が5年間でありますことから、返還請求権の時効期間内において必要となる記録が確実に保存されますよう、記録の保存期間を5年と定めるものでございます。

最後に、施行日は、平成27年4月1日としております。

以上、説明といたします。よろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） はい、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

はい。なければ、以上で質疑を……。

○委員（西濱和博君） 1点だけよろしいですか。

○委員長（中村和美君） はい、西濱副委員長。

○委員（西濱和博君） はい。最後の記録の保存期間の延長のところなんですけれども、例えば、監査等を実施する場合、いわゆる、過年、——過年度資料で監査しますですね。で、そこで過払いが認定されたとしたときに、現時点から資料が5年間しか残っていなかったとした場合は、現時点から遡及が5年間という解釈が当てはまるという理解でよろしいんですかね。遡及期間の基準日というのは、その、——をお尋ねしたいと思います。

○長寿支援課長（小林眞二君） はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、小林長寿支援課長。

○長寿支援課長（小林眞二君） はい。時効の起算点の問題だと思うんですけれども、時効の起算点は、その給付があったときから5年間ということになりますので、監査の時期には関係ないということになります。給付があったときから5年を過ぎますと、時効になりますので、その間は記録を保存しておくというものでございます。（「時効の考え方でしょう」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 西濱副委員長。

○委員（西濱和博君） 私も勉強してきます。ありがとうございました。

○委員長（中村和美君） はい。ほか、ありま

せんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） それでは質疑を終了します。意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） はい。ないようでございますので、これより採決いたします。

議案第124号・八代市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） はい。挙手全員と認め、原案のとおり可決されました。

◎議案第125号・八代市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

○委員長（中村和美君） 次に、議案第125号・八代市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○長寿支援課長（小林眞二君） はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、小林長寿支援課長。

○長寿支援課長（小林眞二君） はい。それでは、引き続きまして、説明させていただきます。

説明は資料の4ページになります。

議案第125号・八代市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正についてでございます。

まず、大きな1番ですけれども、制定の趣旨

ですが、これも第3次地方分権一括法に基づく介護保険法の改正によるもので、これまで厚生労働省令で定めておりました指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を熊本県の条例で定めることとなったことに伴いまして、条例を改正するものでございます。

2の新旧対照表にあります、下線部分につきまして、右側の現行では、厚生労働省の指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を参照しておりましたが、改正案では、熊本県の条例に変更し、改正いたしております。

最後に、施行日は、27年4月1日としております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（中村和美君） はい、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で質疑を終了します。意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第125号・八代市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） はい。挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第126号・八代市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（中村和美君） 次に、議案第126号・八代市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい。続きまして、議案第126号・八代市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正につきまして、こども未来課、白川課長より説明させますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○こども未来課長（白川健次君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、白川こども未来課長。

○こども未来課長（白川健次君） はい。こども未来課、白川でございます。よろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

○委員長（中村和美君） はい。

○こども未来課長（白川健次君） 議案第126号・八代市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明をいたします。

議案書は71ページからになります。

先ほど、議案第115号の財産の無償譲渡についてでも御説明いたしました北新地保育園の民営化に伴う所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、本市が設置しております保育園13園について記載しております別表から八代市立北新地保育園を削るものでございます。

民営化の期日であります平成27年4月1日から施行することとしております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） はい。以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で質疑を終了します。意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第126号・八代市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） はい。挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

執行部入れかえのために、しばらく小会します。

（午前11時50分 小会）

（午前11時51分 本会）

◎議案第140号・八代市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部改正について

○委員長（中村和美君） それでは、審議に戻します。

次に、議案第140号・八代市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○人事課長（中 勇二君） はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、人事課、中勇二課長。

○人事課長（中 勇二君） はい。こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）人事課の中でございます。御審議方、よろしくお願いいたします。着席の上、御説明申し上げてよろしいでしょうか。

○委員長（中村和美君） はい、どうぞ。

○人事課長（中 勇二君） 議案書のほうは11ページ、12ページでございますけども、お手元に1枚物の説明資料を別途配付いたしておりますので、こちらを使って説明をさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○委員長（中村和美君） はい、どうぞ。

○人事課長（中 勇二君） それでは、議案第

140号・八代市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

改正理由でございますが、平成26年度の人事院勧告に基づく特別職の国家公務員の給与改定に準じまして、教育長の期末手当の支給割合を改定するものでございます。

続いて、改正の概要でございます。教育長に対します期末手当の年間支給割合を現行の2.95月から3.1月へと0.15月分の引き上げを行うものでございます。

引き上げは、26年度においては、この12月に支給する期末手当の分として行います。表の平成26年度の改定後、アンダーラインがかかっているところでございます。そうしますと、6月と12月の手当の差が大きくなりますことから、これまでと同様のバランスにしますために、27年度にもう一度改正を行いまして、6月を1.475月、12月を1.625月といたします。それが表の平成27年度の欄の数字となります。

そのために、施行期日が2段階に設定されております。この12月の支給のための改正を公布の日からとし、基準日である12月1日から適用いたします。また、27年度の支給分に係る改正につきましては、平成27年4月1日からの施行となっております。

それでは、ここで議案書の12ページをお願いいたします。12ページです。

改正条例では、第1条で、この12月の支給に関するものを規定いたしまして、第2条で平成27年度分の支給に関するものを規定いたしております。そして、附則の第1項で第1条の施行日と第2条の施行日とを分けて規定し、第2項で第1条の適用日を12月1日からと規定いたしております。

説明につきましては以上のとおりでございます。御審議方、よろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） はい、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（堀口 晃君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） 単純なことでお尋ねなんです、人事院勧告、——今回、平成26年度の人事院勧告に基づいて特別職の分というようなお話でございましたけれども、これ、人事院勧告の分については、必ずしもしなければならないというものがあるんですか。ちょっとそこだけ聞かせてください。

○人事課長（中 勇二君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、中人事課長。

○人事課長（中 勇二君） はい。人事院勧告と言いますのは、そもそも、一般職の国家公務員の労働権を守るためというところで行われているものでありまして、政府におきましては、その内容を尊重して実行することが求められると。

ただ、財政状況とかございますので、総合的に判断した上で実行されるということになるのかなと思います。過去には、全面実施されなかったこともございますけども、近年においては、ほぼ勧告どおりに実施をなされております。で、各自自治体、市町村等におきまして、その人事院勧告の内容に基づきましてですね、国の、——国家公務員と同様の改定をこれまで行ってきてるところでありまして、それにあわせて、特別職の国家公務員も改正され、市町村の特別職あたりの改定も行われてきております。ただ、それは当然、自治体においての判断というのが加わった上でのことだと思います。

はい。以上です。

○委員長（中村和美君） いいですか。

○委員（堀口 晃君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。もう、今尋ねるわけではございませんけれども、今回、その固

定資産税が、八代市においては1.5が1.6に上がる。で、下水道料金も上がってくる。市民税・県民税も来年の4月1日から上がるという状況。これは、もうはっきり決まってませんが、介護保険もまた上がってくるという状況の中において、市民の皆様に対してですね、その税金の税額の負担額というのは非常に大きいような気がするんですね。

その中で、これ、一般職は、私ね、先ほどももう通したんで、一般職はもうしようがないかなと思うんですけども、少なくともその特別職——市長、副市長、で、またこの教育長の特別職、これはもう議員も含むですね、については、やっぱり上げるべきではないなというようには思ってるもんですから、これについてはですね、僕はもう現行どおりのほうがいいなとは思ってるってところです。答えは求めるものじゃありませんけども、私の気持ちを述べただけです。

○委員長（中村和美君） はい。ほか、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） はい。なければ、質疑を終了します。意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 意見がなければ、これより採決いたします。

議案第140号・八代市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） はい。挙手多数と認め、本案は原案のとおり可決されました。

（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第142号・八代市国民健康保険条例の一部改正について

○委員長（中村和美君） 次に、議案第142号・八代市国民健康保険条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君） はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君） はい。続きまして、議案第142号・八代市国民健康保険条例の一部改正につきまして、国保ねんきん課、中村課長より説明させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○国保ねんきん課長（中村伸也君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、中村国保ねんきん課長。

○国保ねんきん課長（中村伸也君） よろしくお願ひします。座って説明させていただきます。

○委員長（中村和美君） はい。

○国保ねんきん課長（中村伸也君） 議案第142号・八代市国民健康保険条例の一部改正についてでございますけれども、別冊になっております議案書（その3）の27、28ページになります。議案書のほうは27、28ページです。

説明のほうは、お手元に配付してあると思いますが、右肩に議案第142号関係資料に基づいて説明したいと思います。

まず、改正の理由でございますけれども、出産育児一時金の見直しに係る健康保険法施行令等の一部を改正する政令が平成26年11月14日に閣議決定され、11月19日に公布されましたことから、八代市国民健康保険条例においても改正政令にあわせ所要の改正を……（「政令」と呼ぶ者あり）改正政令にあわせ所要の改正を行うものでございます。

次に、改正の内容でございますけれども、国民健康保険に加入されている被保険者が出産さ

れた場合、1児につき39万円の出産育児一時金を支給しております。産科医療補償制度に加入されている医療機関で出産された場合は、分娩機関が払います掛金相当額の3万円を加算して、42万円を支給しております。今回、産科医療補償制度の金額の見直しとあわせて、出産育児一時金の金額が見直されましたことから、出産育児一時金の金額を39万円から40万4000円とし、産科医療補償制度の金額が3万円から1万6000円とする健康保険法施行令の改正内容にあわせ、八代市国民健康保険条例の第6条第1項中の39万円を40万4000円に改めるものでございます。

なお、施行は平成27年1月1日からの施行となります。

以上で説明を終わります。よろしく審議のほうをお願いします。

○委員長（中村和美君） はい、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（西濱和博君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、西濱副委員長。

○委員（西濱和博君） はい。資料ですね、わかりやすく図までお示しいただいて、全容がよくわかりました。

ちょっと私、個人的なですね、意見で恐縮なんですけれども、もともとこの掛金3万円っていうのがいろいろ問題があったって、私、思っておりますですね。実は、これ、分娩機関、いわゆる、産科医さんとか、クリニックさんとかが掛けられるんですけども、その当事者はお母さんなんですね。妊婦さんで。その費用、掛金を保険者が賄っていたと。で、その3万円で全国の運営がどうだったかと言うと、毎年かなりの金額——200億円ぐらい、多分、余剰金が出てたんですよね。で、その余剰金は還元されることなく、損保会社5社の利益になってたんですよ。公金が。おかしい制度って私ずっと

思ってたですね。

多分、その声を受けてから、実際の運用に見合うような金額に縮小されたんでしょうけれども、ただ、一方では、42万円っていう枠は変えずに、掛金は圧縮した分、一時金のほうが上がってますよね。ここはどういうふうに国・県は市町村に説明してるんですかね。何かお話があるならば、聞かせていただきたいんですけども。

○国保ねんきん課長（中村伸也君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、中村国保ねんきん課長。

○国保ねんきん課長（中村伸也君） 今、ただいま議員から御指摘がありましたように、当初、年間700名程度、そういった重度の障害を持った児童——子供が想定しておりましたけれども、年間数200、——制度が始まって5年間、5年目、6年目ですか、700から800、金額は定かではございませんけれども、かなり余剰金が出ているということで、そういうことから議論——見直しが始まったと聞いております。

それと、掛金は下げます。それと、分娩費用につきましては、全国的に40万円ぐらいかかると。39万円じゃ少ないんじゃないか。それと、保険者の負担を、——増にならないように、総額が42万円に抑えますという内容の通知——説明を受けておりますけれども。

○委員（西濱和博君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、西濱副委員長。

○委員（西濱和博君） はい。ありがとうございます。

言える部分って言えば、国が示してるその部分なんでしょうけれども、6年間もですね、その掛金は御本人さんが直接負担するわけでもないんだから、保険から来ていると。その保険の原資は何かと言うと、国民・市民税金、保険料

であるという構図がですね、民間会社に流れてたというのは、ゆゆしい事態だったと私思うんですね。

それが、ようやく見直されたということで、今回、画期的なことだと思うんですけども、これから先も国の制度が必ずしもいいかどうかというのは、しっかり市町村もですね、県と一緒に声を上げていただければなというふうに思います。今回の件は十分理解できます。ありがとうございます。

○委員長（中村和美君） はい。ほか、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） はい。それでは、質疑を終了し、意見がありましたら、お願い申し上げます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） はい。なければ、採決いたします。

議案第142号・八代市国民健康保険条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） はい。挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

次に、本委員会に付託となっております請願・陳情はありませんが、郵送にて届いております要望書について、写しをお手元に配付しておりますので、御一読いただければと存じます。

以上で、付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 御異議なしと認め、
そのように決しました。

午前中の審議はここまでとし、休憩いたします。

（午後0時04分 休憩）

（午後1時00分 開議）

○委員長（中村和美君） それでは、休憩前に
引き続き、文教福祉委員会を再開いたします。

午前中の本委員会で堀委員より資料請求がありました議案106号にかかわる指定管理者候補者の選定に関する資料をお手元に配付しておりますので、後ほど、御一読ください。

◎所管事務調査

- ・教育に関する諸問題の調査
- ・保健・福祉に関する諸問題の調査

○委員長（中村和美君） 次に、当委員会の所
管事務調査2件を一括議題とし、調査を進めます。

当委員会の所管事務調査は、教育に関する諸
問題の調査、保健・福祉に関する諸問題の調
査、以上の2件です。

・教育に関する諸問題の調査（学校施設非構造 部材耐震化事業について）

○委員長（中村和美君） このうち、まず、教
育に関する諸問題の調査に関し、——関して、
1件、執行部からの発言の申し出があっており
ますので、これを許します。

それでは、学校施設非構造部材耐震化事業に
ついて説明をお願いします。

○教育施設課長（有馬健一君） はい、委員
長。

○委員長（中村和美君） はい、有馬教育施設
課長。

○教育施設課長（有馬健一君） はい。教育施
設課の有馬です。どうぞよろしくお願いま

す。（「よろしくをお願いします」と呼ぶ者あ
り）

学校施設非構造部材耐震化事業について説明
させていただきます。座らせていただき、説明
いたします。

○委員長（中村和美君） はい、どうぞ。

○教育施設課長（有馬健一君） 失礼します。

資料のほう、ごらんいただきたいと思います。
学校施設非構造部材耐震化事業について御
説明します。

まず、1ページの上に枠で囲んでおりますと
ころに、非構造部材等の定義ということで記載
しております。非構造部材という呼び方は、
柱・はり・壁・床等の主体構造以外の部材のこ
とを言いまして、狭義的にはつり天井・外壁を
初めとする主体構造以外の建築物の部位を指し
ますが、広義的には空調設備・照明器具等の設
備機器や家具等を含めることがあります。学校
施設の耐震対策では、地震時の安全確保の観点
から、構造体を除く全ての部材・要素——設備
機器や家具等を含む等を対象とするとしており
ます。

そういう中で、文部科学省の方針につきまし
ては、公立学校施設の耐震化の推進についての
通知がなされております。

3ページをごらんください。

平成25年8月7日に各都道府県教育委員会
に対しましての通知文でございます。全体の内
容としましては、公立学校施設の耐震化の現状
と課題、そして、今後の取り組みについて示し
てございます。

次の4ページをごらんください。

点線で囲んであります部分に、非構造部材に
ついての記述がございます。読みますと、ま
た、非構造部材の耐震点検・耐震対策について
は、構造体の耐震化に比べ、対策が遅れている
状況であるため、速やかに耐震点検・対策を実
施していただきますよう、お願いします。特に

致命的な事故に、——が起りやすい屋内運動場等のつり天井等の落下防止対策については、平成27年度までの対策の完了を目指す対象範囲を、公立及び国立学校施設における天井等落下防止対策の一層の推進についてにおいて定めましたので、当該通知に沿って対策を講じるようお願いしますとなっております。

文部科学省が示します非構造部材の耐震化の範囲につきましては、その下の括弧書きの参考記述がございまして、(1)屋内運動場等——これは武道場も含みます——の天井等の落下防止対策については、平成27年度までの速やかな完了を目指す。該当する天井は、①の高さが6メートルを超える天井、②に水平投影面積が200平米を超える天井となっております。

(2)に屋内運動場等以外の施設において特定天井を有するものについては、目標年度を示さないとしております。(3)屋内運動場等の照明器具やバスケットゴール等の落下防止対策はつり天井の有無にかかわらず実施することとし、高さが6メートルを超える空間に設置されている物、または、床面積が200平米を超える空間に設置されている物は、平成27年度までの速やかな完了を目指すとしております。

次の5ページをごらんください。

平成、——これも同じく、平成25年8月に文部科学省が出しました学校施設における天井等落下防止対策のための手引の概要でございます。冒頭に、この手引を作成した背景についての記述がございまして、東日本大震災において学校の屋内運動場の天井材落下が多数発生しております。そして、昨年平成24年の5月以降、有識者会議で、屋内運動場等の天井等の落下防止対策を中心に検討されております。国土交通省におきましては、建築基準法施行令等を改正し、つり天井に関する技術基準を制定しております。平成25年8月公布、26年4月施行となっております。

この技術基準を踏まえ、対策をわかりやすく解説したのが、この手引でございまして、主な内容として、概要の下の方の屋内運動場の改修前と改修後の写真が2枚改正、——掲載されておりますが、その写真の3行上にですね、天井対策の4種類の手法を示しております。①に天井の撤去、2番目に補強による耐震化、3番目に撤去及び再設置、4番目に落下防止ネット等の設置という4つの手法が示されておりますが、確実な安全確保方策としては、天井撤去を中心とした方策の検討を要請されているところでございます。

再度、資料の1ページをごらんください。

これらを受けまして、2番目に本市の対応について御説明させていただきます。

平成25年度に非構造部材の耐震点検を実施しております。平成26年度では、調査及び耐震工事を行うための実施設計を現在行っているところでございます。平成27年度では、屋内運動場と武道場の非構造部材の耐震工事を行う計画としております。

主な工事対象施設については、学校の全施設を調査する中で、文部科学省が示す非構造部材の耐震化の指針及び天井等の落下防止対策の手引に照らし合わせて判断したところでございまして、現在の計画でございます。いずれも高さが6メートルを超える空間、または200平米、——平方メートルを超える面積を有する屋内運動場と武道場でございます。屋内運動場は7施設で、小学校が太田郷・松高・高田・泉第八の体育館、中学校が第一・第三・鏡の体育館でございます。武道場は8施設で、全てが中学校で、第二・第三・第五・第七・千丁・鏡・東陽・泉の武道場でございます。

ほとんどの施設がつり天井が設置してございますが、一部天井、——つり天井のない施設で、第一中学校体育館の屋根に明かり取りのガラスが取り付けがございましたり、第三中学校

の屋根材がスレート材を使用しております。
また、鏡中学校体育館の天井に音響板の設置がございまして、大きな地震により破損し、落下することが考えられる施設も含んでおります。
また、第七中学校や泉中学校の武道場は平成25年2月に完成しており、真新しい施設ではございますが、このつり天井の設計・施工に関しては、大きな地震に耐えることができる耐震天井として施工を行いました。昨年25年8月に国土交通省が示しました特定天井の技術基準において、さらに厳しい基準となったことから、今回、改修する対象としたところでございます。さらに、今、御説明しました施設以外の屋内運動場につきましては、照明器具、バスケットゴール等の落下防止対策を行う予定にしております。

非構造部材耐震化事業の予算計上につきましては、平成27年度の当初予算を考えておりますが、平成26年度の、――中の、――に、国の経済対策などの補正予算が組まれれば、平成26年度の補正予算計上も検討していきたいと考えております。事業費の額については、現在、精査を行っているところでございます。

平成28年度以降の非構造部材耐震化の対応につきましては、平成27年度に行う非構造部材耐震対策工事以外の対策について、施設ごとの優先順位をつけて順次対応していきたいと考えております。

改修が必要な非構造部材としては、校舎などの外壁、窓ガラス、高さ6メートルを超える天井、照明器具、書棚等でございます。

以上が、学校施設非構造部材耐震化事業についての説明でございます。

参考までに、今まで取り組んでおりました構造体の耐震化であります学校施設耐震化事業の現状と今後の予定につきましては、2ページに掲載しておりますので、ごらんいただければと思います。

これで、学校施設非構造部材耐震化事業についての説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（中村和美君） はい、本件について何か質疑、御意見等ありませんか。

○委員（堀 徹男君） 御意見いいですか。

○委員長（中村和美君） はい、堀委員。

○委員（堀 徹男君） はい。今、武道場の天井材のお話がありましたけど、御説明にあったとおり、三中也ですね、とってしまおうとスレートなので、あれがむき出しになるかと思うと、ちょっと寂しい思いがします。ぜひ、それに応じた断熱もですね、兼ねたような工法を何とか考えていただきたいです。

それと、二中の武道場、あの立派な格組みの天井も全部とるという計画ですかね。まだ今からですか。

○教育施設課長（有馬健一君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、有馬教育施設課長。

○教育施設課長（有馬健一君） はい。その2つの施設についても、今、設計中ではございますけれども、一応、武道場につきましては、今ある天井を一旦撤去しまして、この特定天井にですね、――のからちょっと除外される軽い天井、要するに、もし、大きい地震が起きまして落下しても、致命的な事故につながらないという範疇でございまして、平米当たり2キロ未満という軽い天井を設置するということで、今、検討中でございます。

以上です。

○委員（堀 徹男君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、堀委員。

○委員（堀 徹男君） はい。わかりました。ありがとうございます。ぜひ、よろしくお願いします。

○委員長（中村和美君） はい。ほか、ありませんか。

○委員（橋本隆一君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、橋本委員。

○委員（橋本隆一君） 済みません。確認で申しわけございませんが、自分がちょっと知識不足かもしれません。窓ガラスっていうのは、いわゆる、ガラス材なのか、アクリル板なのかで破損したときの足で踏んだりとかですね、事故の違いがあると思うんですけども、方針としては、今、窓ガラス材の材料ちゅうのはどのような形になっているのでしょうか。

○教育施設課長（有馬健一君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、有馬教育施設課長。

○教育施設課長（有馬健一君） はい。校舎とか、体育館にもガラスございますけども、ガラス自体につきましては強化ガラス等を考えております。

あと、このガラスのですね、サッシですね。サッシにつきまして、落下の可能性がある物については、サッシまでの改修も、今、検討してるところでございます。

○委員（橋本隆一君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、橋本委員。

○委員（橋本隆一君） はい。理解できました。

○委員長（中村和美君） はい。ほか、ありませんか。

○委員（西濱和博君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、西濱副委員長。

○委員（西濱和博君） はい。本件の御説明、御丁寧にありがとうございます。かねてより、学校の耐震化工事についてはですね、鋭意御努力いただいていることに敬意を表したいというように思います。

来年度、いよいよ工事というような部材の耐震化については理解するところなんですけれども、体育館と言うと、その学校行事初め、その

クラブ活動だとか、あるいは、地域の方々のスポーツ・レクリエーションの場だったりとか、多様に利用されてるというふうに思うんですけども、この来年度中に、これだけの学校の工事を携われるということについてのスケジュールのことなんですけど、おおむね、どれくらいの期間をどの時期になさるのかというのが1点と。

で、伴いその体育館が利用できなくなることによって、先ほど言いました学校行事とか、クラブ活動だとか、公共施設あたりの調整も必要なんだろうけども、そこら辺の対応方についてはどのようにお考えでいらっしゃるのでしょうか。お尋ねします。

○教育施設課長（有馬健一君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、有馬教育施設課長。

○教育施設課長（有馬健一君） はい。今、おっしゃったとおりですね、かなりこの件につきまして、我々も心配しております、今まで行っております耐震化事業とあわせてですね、今回、非構造部材ということで、体育館と、——体育館と武道場ですね、これの工事をするということで、工事をする間はその施設は使えないという状況が発生してまいります。

一応、かなりの施設数があるもんですから、主に、夏休みを中心としたですね、授業等に影響の少ないところでやりたいという、——工事を行いたいというふうには考えております。基本的に、体育館のほう、夏休み中心ということで、その前後を含めてということで、長いものについては約5カ月ほど工期がかかるかなと。短いものはそこまではかからないということで考えておりますけども。

あと、武道場につきましては、後半のですね、冬休みを中心とした工事をさせていただきたいということで、それぞれの学校との協議を進めておりまして、できるだけ授業とか、いろ

んな学校行事等に影響が少ないように調整を、
今、行っているところです。

で、部活動につきましては、社会体育施設—
総合体育館とか、武道館とか、あと、民間の
施設等もございます。一度にこれだけの学校施
設があるもんですから、いろんなその学校の近
くですね、民間の施設も含めまして、部活動
に使えるところを、一応、学校側からピックア
ップをしていただいております、各それぞれの施
設と、今、調整を図って、使わせていただくよ
うということで、今、御相談をしているところ
でございます。

以上です。

○委員（西濱和博君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、西濱副委員
長。

○委員（西濱和博君） はい。事情はわかりま
した。とても大変でですね、期間も限られてる
中で、御調整、御苦労かというふうに思います
けれども、子供たち、あるいは、関係者のそれ
ぞれの立場になって、できる限りの御努力をい
ただきたいというのが1点と。

もう1点は、先ほどの繰り返しなんですけ
ど、耐震化本体工事と今度、部材の工事という
ことで、職員の皆様も1人当たり受け持ちの件
数っていうのがピークになると思うんですね。
そうしたときに、やっぱり物理的にできる部分と
何がしかのサポートが必要なこと出てくると
いうふうに思いますものですから、国の補助あ
るなしにかかわらず、例えば、施行管理の委託
だとか、合理性があつて安全がですね、確保で
きるよりよい方策として、学校・子供たちのた
め、現場のためという視点でですね、職員の業
務の内容の合理性も御検討いただければという
ふうに思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） はい。よろしくお願
いします。

ほか、ありませんか。

○委員（堀 徹男君） じゃあ。

○委員長（中村和美君） はい、堀委員。

○委員（堀 徹男君） 今の関連ですけど、保
護者の方々の中からですね、ちょうど中体連の
前に工事に入るんじゃないかっていうような、
練習場所の確保がどうなるのかなっていうよう
なその御心配の声も聞いたんですよ。で、も
し、今の説明のようにですね、夏休み期間中に
されるというのであればですね、一方、それな
りの周知っていう形を伝えてですね、事前の不
安を取り除いてあげておくのもいいかなという
ふうに思いましたので、ぜひ、実行していただ
ければと思います。

○教育施設課長（有馬健一君） はい。いいで
すか。

○委員長（中村和美君） はい、有馬教育施設
課長。

○教育施設課長（有馬健一君） はい。今の中
体連の練習等にですね、つきましては、これも
学校側と密にお話をさせていただいておりまし
て、できるだけ現場に入る工事についてはです
ね、中体連の終わってから現場に入るというふ
うなところも学校側と協議をしておりますの
で、できるだけ生徒のためにですね、そういつ
た支障のならないような配慮はしていきたいと
考えております。

以上です。

○委員長（中村和美君） はい。よろしくお願
いします。

ほか、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） はい。なければ、学
校施設非構造部材耐震化事業については終了いた
します。（「どうもありがとうございました」
と呼ぶ者あり）

はい。執行部入れかえで小会いたします。

（午後1時19分 小会）

(午後 1 時 20 分 本会)

・保健・福祉に関する諸問題の調査（第 3 次八代市地域福祉計画策定について）

○委員長（中村和美君） はい。それでは、再開申し上げます。

次に、保健・福祉に関する諸問題の調査について、——関連して、4 件、執行部から発言の申し出がっておりますので、これを許します。

それでは、まず、第 3 次八代市地域福祉計画策定について説明願います。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい。こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）午前中に続きまして、よろしくお願いいたします。

所管事務調査ということで、今回、4 点ほど、調査項目として上げております。

まず、1 点目に、現、——今現在、第 3 次の八代市地域福祉計画を策定中でございます。その策定につきまして、健康福祉政策課の碓塚課長より説明させますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○健康福祉部理事兼健康福祉政策課長（碓塚康浩君） はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、碓塚健康福祉政策課長。

○健康福祉部理事兼健康福祉政策課長（碓塚康浩君） はい。健康福祉政策課の碓塚です。よろしくお願いいたします。座りまして説明させていただきます。

○委員長（中村和美君） はい、どうぞ。

○健康福祉部理事兼健康福祉政策課長（碓塚康浩君） 資料のほうですね、お配りしていると思います。2 枚物の第 3 次八代市地域福祉計画

策定についてというものと、あと、資料、——左の上に資料 1 ということで、地域福祉推進に関する市民アンケート調査の概要、両面の 8 ページになっている資料があるかと思います。ございますでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

まず、最初に、第 3 次八代市地域福祉計画策定についてという 2 枚目、——2 枚物のほうで御説明を申し上げます。本年度、第 3 次八代市地域福祉計画を策定中でありまして、その中間報告をさせていただきます。

まず、1 の計画策定の経緯ですが、平成 17 年から 5 年を 1 期として策定しております。現 2 次計画が本年度で終了することから、平成 27 年度から 31 年度までの第 3 次計画を策定するものですが、今回は、これまで別々に策定しておりました社協が策定する地域福祉活動計画と一体的に策定することにいたしました。

2 の地域福祉とはとありますが、これは、地域福祉の定義のようなもので、いわゆる、自助・共助・公助の充実と相互補完を進めるためのものです。

3 の地域福祉計画の役割ですが、社会福祉法第 107 条に位置づけられた福祉の総合計画のようなもので、福祉・保健分野の個別計画を地域でネットワーク化するものです。

4、計画期間ですが、これは、1 で申し上げましたので、省略させ、——省略させていただきます。

5、計画策定体制についてですが、これは、これまで計画を策定するために実施してきたことを上げております。7 月に庁内検討部会・関係課ヒアリングを行っております。地域福祉に関する業務を行っている関係課に集まっていた、報告をいただいた後、各課に個別にヒアリングを行ったものです。8 月には市民アンケートを行っております。結果概要につきましては、後ほど、資料 1 で説明をいたします。10

月、11月には市民ワークショップを開催しております。これは、福祉関係団体の関係者や公募により参加された方々に日ごろの地域生活の中で課題として考えられることを意見として出させていただきました。また、第1回地域福祉計画策定・評価委員会も11月に実施しております。なお、今後、第2回、第3回策定委員会を2月、3月に開催する予定です。

6、——次のページですが、6、第2次計画の評価についてですが、計画策定後は、毎年度、策定・評価委員会において評価をいただいております。現第2次計画には記載のとおり基本目標を3つ設けております。基本目標ごとに見てみますと、1の住民同士の支え合いと地域の結びつきの強化については、住民一人一人の意識づけがまだまだ不十分であり、今後より一層進める必要があるとなっております。2の利用者本位のサービスを受ける仕組みと提供する環境整備については、おおむね順調であるとのこと。3の地域福祉を支える仕組みの構築と福祉のまちづくり・環境づくりについては、特に、地域の課題を地域で解決する仕組みの展開については、より取り組みを強化していく必要があるというふうになっております。

大まかではありますが、以上の評価結果をもとに、7の第3次計画策定に向けた課題整理についてでございますが、地域福祉推進に対する課題として、以下の3点を上げ、今後の方策等を検定、——検討していくこととしております。

1つ目は、地域福祉への理解と各種人材活動の連携です。先ほどの評価のところ、住民への意識づけが不足しているとありましたことを踏まえ、主な内容としましては、自助意識・自助活動の推進、障害や認知症への理解、対応の必要性、福祉活動情報の共有や各地域における人材や活動の連携を上げております。

次に、高齢化・人口減が進み、近隣関係が希

薄化している中でのコミュニティー、——コミュニティー活動の推進です。高齢化・人口減については、確実に進行すると思われるため、そのような状況下での推進すべき、——推進すべき内容として、近隣関係の、——近隣関係構築の推進、見守り活動に対する支援、地域における地震や豪雨に対する対策、買い物支援を初めとした生活支援、地域活動を通した生きがいを上げております。

最後に、地域福祉に対する取り組みの総合化として、生活環境など複合的な課題への対応、地域福祉の視点での地域包括ケアへの貢献の必要性、山間部等高齢化地域における地域福祉の機能確保を方策の主な内容としております。

以上で、現時点での地域福祉計画策定状況の説明を終わらせていただきます。

次に、地域福祉推進に関する市民アンケート調査について結果の概要を説明させていただきます。

資料1をごらんください。

まず、調査の方法をごらんください。対象者ですが、20歳以上の方、3000名を無作為抽出し、郵送により配布・回収を行い、回収率は35.3%でした。

下の年代別回答率では、50代・60代・70代の高年齢層が多くなっております。校区別では、高いところが50%台、低いところでは20%台となっております。

2ページをごらんください。

ここからは、いろいろな質問に対する回答を載せております。まず、八代市の福祉水準について聞いておりますが、おこなれていると感じている方が、進んでいると感じている方を若干上回っております。次に、地域への愛着についてですが、8割以上の方が愛着を感じており、年代が上がるにつれて多くなっております。

3ページをごらんください。

近所や周辺の環境についてですが、下の一覧

表は9つの項目について聞いたものを地区別に
出しております。そう思うを2点、どちらかと
そう思うを、——どちらかと言えばそう思うを
1点、あまりそう思わないをマイナス1点、全
く思わないをマイナス2点とし、各地区回答者
の数で割ったものです。全体的には、愛着や近
隣関係、治安については評価が高く、活気や各
種活動の活発さと黒三角が多くついている項目
は評価が低くなっております。

4ページをごらんください。

こちらは、困り事や気になることについて全
体としては家族の健康や介護のこと、経済的な
こと、仕事のことへの回答が多くなっておりま
す。若い世代では、近所づき合い、人づき合い
が少ないことやいざというときの頼れる人や相
談相手がいないことの回答が比較的多く、近隣
関係が希薄で、孤立化を抱えている様子がうか
がえます。

次、災害時の避難や備えについて不安に思う
かどうかの質問に対し、56%の方が思うで、
意外と20代、30代の若い世代に多く見られ
ます。その思うと答えた方に、どんなことが気
になりますかと聞いたところ、避難するタイミ
ングがわからないという方が最も多く、また近
所での助け合いが期待できないからも1割を超
えており、近所づき合いの希薄さがうかがえま
す。

次に、5ページでございますが、ここではボ
ランティア活動について聞いております。関心
があると答えた人は6割近くに上ります。年代
別には、三、四十代よりも、60代以上で関心
が高くなっており、年齢が高くてもボランティ
ア活動が可能なことを示しております。下のほ
うは、ボランティア活動を盛んにするために必
要なことを聞いております。多かったのは必要
としている情報を伝え募集すると活動ができる
機会を整えるでございました。これから見える
ことは、やり方次第では、活動が可能であり、

多様な取り組みが必要なことを示しておりま
す。

次に、6ページ、7ページでは、近所とのつ
き合いについて聞いております。6ページの上
のほうは、つき合いの程度ですが、ほとんどつ
き合いがないは5.7%しかなく、全体として
は何らかの形でつき合いがあっているようで
す。下のほうは、気になる人のある・なしです
が、気になる人がいるが16.1%で、6人に
1人が何らかの気になる人を抱えております。
民生委員や見守りネットワークを通して公的な
支援や近所での支え合いにつなげていくことの
重要性を示しております。

7ページの上は、手助けしてほしいこと、手
助けしてもいいこと両方を聞いております。全
体的には手助けしてほしいと思う人がいる一方
で、手助けしてもいいと思う人がしてほしい人
を上回っており、手助けの仕組みづくりが期待
されるところです。

7ページの下は、手助けの仕組みづく
りについて聞いております。頼む方、手伝う
方、双方にルールを設けるが44.6%で最も
多く、次いで仲介をする人や組織が必要が3
9.9%で、何らかの支援を求めているようにも
思います。日ごろからのコミュニケーションが
とれてれば、できることなのかもしれません。

8ページをごらんください。

上のほうが、ともに支え合う地域づくりにつ
いて聞いております。最も多かったのは地域の
人々が知り合い、触れ合う機会をふやすこと
で、5割を超えております。やはり、まず、知
り合うことが大事で、そのための機会をふやす
ことが必要ということが認識されて、——意識
されております。

下のほうで、最後になりましたが、八代市の
地域福祉を進めるために何が必要かを聞いて、
——聞いております。最も多かったのは身近な
場所での相談窓口の充実で37.2%、次いで

市民が気軽に参画し、利用できる地域ごとの福祉活動の拠点づくりで34.9%でございました。これは、地域住民がわりやすさや身近さを求めているものと思われます。

簡単ですが、以上で、アンケート調査、——結果の概要説明を終わらせていただきます。よろしくお願いします。

○委員長（中村和美君） はい、本件について何か質疑、御意見等はありませんか。

○委員（橋本隆一君） はい。

○委員長（中村和美君） 橋本委員。

○委員（橋本隆一君） はい。済みません。最後の八代市での地域福祉を進めるためについて、八代市で地域福祉を推進するため、今後何が必要だと思いますかという問いの中が非常にそうだなと思ったんですけども、身近な場所での相談窓口の充実が最も高いという、自分もこれ思いながら、相談窓口が一番じゃないかなと思いながら見てたら、やっぱり相談窓口の充実を図りたいということがありました。

で、今回、社会福祉協議会との連携もされてるってことですので、身近な窓口が実際どこになるのかっていうことの具体的な計画をですね、この計画の中でも入れられるのかどうかわかりませんが、検討されたいのかなっていうのと。

昨年、部長も行かれた豊中市に文教福祉のほうで、……（発言する者あり）あっ、行ってなかったですか、あれは北岡教育部長だったですね。豊中市の地域福祉のコミュニティソーシャルワーカーの現状っていうことで視察させていただいたところ、——ときに、このまさにこの身近な場所での相談窓口がその地域コミュニティ支援室という形になっていたと思いますので、そういったことが本市に当てはまるかどうかちゅうのはちょっとわかりませんが、だんだん都会型に八代市もなっている

ので、やっぱりその希薄なところですね、この相談窓口の充実っていうことでちょっと埋めていただけるのかなという印象を持ちました。

これは、この中での意見でございます。済みません。

○委員長（中村和美君） はい、よろしいですか。

○委員（橋本隆一君） はい。

○委員長（中村和美君） ほか、ありませんか。

○委員（西濱和博君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、西濱副委員長。

○委員（西濱和博君） はい。一応、3点お尋ねしたいんですけども、まず、今回の計画に当たっては、社協さんの地域福祉活動計画と一体的にっていうような御説明があったんですけど、社協さんの地域福祉活動計画というのはかねてより、何ですかね、オフィシャルに公表されていらっしゃったんですかね。例えば、ホームページとかに掲載はございましたでしょうか。

○健康福祉部理事兼健康福祉政策課長（碓塚康浩君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、碓塚健康福祉政策課長。

○健康福祉部理事兼健康福祉政策課長（碓塚康浩君） はい。ホームページは載ってたんですかね。ちょっと私も確認していませんが、このような冊子としてはですね、毎回、これまで市で地域福祉計画を策定したときに、社協のほうでも活動計画は冊子としてはつくっておられます。ちょっと周知って言いますか、あまりなかったもので、御存じじゃない方もいらっしゃるのかなというようには思いますけれども。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君） よろしいですか。

○委員長（中村和美君） はい、上田健康福祉

部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい。地域、——社協の地域福祉活動計画につきましては、ホームページでは、ちょっと今申し上げましたように、ちょっと載せてたかどうかちゅうのはちょっとわかんないんですけども、校区福祉会——各校区に福祉会がございますので、各校区福祉会を通じて、こういった活動計画をつくってますよってということで、皆さん方には、御協力とか、こういった周知・啓発は行っているところでございます。

○委員（西濱和博君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、西濱副委員長。

○委員（西濱和博君） なぜお尋ねしたかと言うと、私もこの計画をですね、いつでもどこでも見れると言うとは、ソーシャルネットワークの優位性だなと思って、いつも見てるけど、なかなか目にすることがなかったから、多くの市民もそういうふうに思ってるのかなと思ったものですから、今回、こういうお取り組みされるということは、もちろん、一体的に公表できますでしょうから、ネットとかですね、ホームページで、ぜひぜひ、市と社協さんあわせて、お取り扱いいただければなというふうに思います。

それから、2点目なんですけれども、2次計画のときもお取り組みだったと思うんですけれども、評価委員会さんのほうで、毎年度、その取り組みについて状況把握し、どうすべきかっていう反省を踏まえ、政策に実効性を持たせるというのがあったかと思うんですけど、毎年度、せっくなさっていらっしゃるのであれば、どういう検証をしたかというのは、その関係者だけでなくですね、市民にも、何て言いますか、お示しされるとよりいいのかなと思ってですね。その5年置きの計画のスパンでないと、どうも状況が見えないというのも少し残念

な気がして、非常にその業務が繁忙になられるかもしれませんが、一応、御検討いただければなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい。

○委員長（中村和美君） はい、上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

今の件につきましてもですね、それは、この計画だけではなくて、ほかにもいろんな、後で出てきますけど、いろんな計画があります。それぞれ評価審議会とか、評価委員会とかいうのをつくっておりますので、それにつきましても、また今後その、それぞれの課題の整理といったものをまた公表していくのかどうか、それとあわせて検討していきたいと思います。

○委員（西濱和博君） はい。

○委員長（中村和美君） よろしいですか。西濱副委員長。

○委員（西濱和博君） 最後に1点ですけれども、今回、アンケート調査を拝見させていただきましたが、調査の結果として、3000人に調査票を発送したと。回収率が3分の1——35%ですかね。そもそも10、——我々の10万都市で、どれくらいのこれは回答を期待していらっしゃるのかと思ってですね。それぞれの分野で市がいろいろなアンケートを行われますけれども、回答率ってそれぞれでその土地土地で違うと思うんですけれども、1000人ってということであれば、人口の1%にも満たないし、それが各校区分散してると、何十人でしょうかなと思うとですね、福祉の関係では、実際、法でも非常に重点を置いて書いてあると思いますので、今後、こういった類のアンケートとられるときに、委託先のコンサルさんもしらっしゃるかもしれないけど、どれくらいの数求めるべきかなっていうのを、まずもって、御検討なさって、前回3割しか来なかったよねっていう

ようなことも踏まえてなされると、より民意が反映できるかなと思いました。ちょっとおせっかいな話ですけども。（健康福祉部長兼福祉事務所長上田淑哉君「はい、わかりました」と呼ぶ）よろしくお願いします。

○委員長（中村和美君） はい。ほか、ありませんか。

○委員（堀 徹男君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、堀委員。

○委員（堀 徹男君） 今のおせっかいの続きでいいですか。これは、どっか外注か何かされて、このアンケート調査事業自体、幾らぐらいの予算でされたんですかね。

○健康福祉部理事兼健康福祉政策課長（碓塚康浩君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、碓塚健康福祉政策課長。

○健康福祉部理事兼健康福祉政策課長（碓塚康浩君） 委託業者が、これを実際行ったわけですけど、予算的には430万程度の委託料を組んでた……。 （健康福祉部長兼福祉事務所長上田淑哉君「全部ででしょう」と呼ぶ）全部で。（発言する者あり）この調査だけではなくてです。 （委員堀徹男君「ほかにも何か、後から出てくつとですか」と呼ぶ）

○委員長（中村和美君） よろしいですか。

○委員（堀 徹男君） いやいや。はい。

○委員長（中村和美君） はい、堀委員。

○委員（堀 徹男君） で、その430万、全てのアンケートだろうという金額で、これだけが幾らかはちょっとわからないっちゃうことですけど。今、あったようにですね、これのアンケートもとに何か計画を策定される、この何て言うんですか、もとにされるんですよね。アンケートの目的っていうのは。そうした場合に、今あったように、3000人の対象で回収率が35.3%っていう数字をですね、政策に反映させるっていうことが費用としてですね、見合

うのかなって思うんですけどね。そこら辺。どれぐらいこの金額を使って、政策に対する反映ができると、費用対効果っていうのをどの辺を見込んでられるのかなっていうのを、——がちょっとお尋ねしたいんですけどね。要は、これだけ、——それだけのアンケート、——お金を使ってアンケートとって、何、35.3%、全部で何人ですか、これ。3000人のって。

○委員長（中村和美君） 1000なんぼ、1050ぐらい。

○委員（堀 徹男君） 1000人ぐらいでしょう。その意見が、この何か新しい計画を策定されるときの一つの意見に反映させる、——られるっていうのは、ちょっとどうかなって思うんですけどね。物足りるのかなと思って。かけるだけのあれがあるのかなっていう。西濱議員のマイルドな質問からちょっと突っ込ませていただきますけど。

○健康福祉部理事兼健康福祉政策課長（碓塚康浩君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、碓塚健康福祉政策課長。

○健康福祉部理事兼健康福祉政策課長（碓塚康浩君） 前回の、——前回の2次計画のときにもアンケート調査を行っておりまして、このときには確かに、50%ぐらいの回収率だったと思いますが、その戻ってきたその回答に対してですね、要するに、分析とか、こういういろんな角度からの検証ちゅ言いますか、結果を出すのに委託料として払ってるわけですけど、確かに、その数的には少ないなというふうには思いますが、いわゆる、縮図じゃないですけど、何割かの人がこういうふうに思ってるってことをもとにですね、全体計画は立てられる。

費用対効果っていうふうに言われますと、なかなかこれだけで、数字的には非常に少ないというか、——とは思いますが。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

よろしい、——よろしいですか。

○委員長（中村和美君） はい、上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

このアンケート結果だけで、計画を策定するというのではなくて（委員堀徹男君「もちろん、もちろん、そうでしょう」と呼ぶ）当然、いろんな民生委員さんであったり、校区福祉会の方で、それぞれ市政協力員とか、いろんな地域の関係、いろんな団体の方がいらっしゃいます。そういった方々の御意見も踏まえて、これの計画の中に生かしていくというなりますのでですね。

○委員（堀 徹男君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、堀委員。

○委員（堀 徹男君） そういう方々の御意見っていうのは、コストかかってないんですよ。そんなに。

○委員長（中村和美君） はい。どうしますか。意見で。

○委員（堀 徹男君） いや、はい。

○委員長（中村和美君） 堀委員。

○委員（堀 徹男君） いや、本当にですね、たくさんの民意を反映させるのに、確かに、必要な作業だと思いますけど、果たしてその430万っていう金額がこれだけじゃないとしてもですよ、じゃあ、それだけ金かけて、1000人の意見をね、集約するほかに方法はないのかなっていうふうに単純に思うわけですね。何か、ほかに、今、——地域の声をすくい上げるのは、そんな大したコストかからないわけでしょう。行って聞き取りすればいいし、アンケートだってその民生委員さんとか、福祉会とかの集まりのときにですね、アンケート用紙渡して書いていただければ、そんなにそのコスト自体かからずに集約できるわけですね。これに変わる方法っていうのは、ほかにないのかなっていう。

○健康福祉部理事兼健康福祉政策課長（碓塚康浩君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、碓塚健康福祉政策課長。

○健康福祉部理事兼健康福祉政策課長（碓塚康浩君） はい。先ほども申し上げましたけれども、確かに、このアンケートのみではなくってですね、ワークショップという、実際、福祉関係で活動されてる方ですとか、そういう校区の方もそうですけども、そういう方々の意見も聞き、——聞きますし、その上、上部団体としてその策定委員会、各団体の代表の方に来ていただいて、3回程度で策定するわけですけど。アンケートもしますけど、ほかに聞くとところとかですね、役所の中の事業でも、こういうことができるかとか、そういうのも含めますと、経費はあまりかかりませんけども、幾つかの角度からはですね、検証して策定をするというふうにはいたしておりますが。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君） 済みません。

○委員長（中村和美君） はい、上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

先ほども言いましたけども、いろんな関係団体、関係機関の方々の御意見も聞くということ言いましたけど、ただ、そういった方々というのは、そういったいろんな代表者の方であって、実際に、その地域福祉の課題っていうのは、その下に潜む部分がいっぱいあると思うんですね。（委員堀徹男君「なるほど」と呼ぶ）この少子高齢化の社会の中で。ですから、それらの、本当にそういった人たちの声を吸い上げるっていうのが、そして、課題解決に向けていくっちゃうのが、この計画ですので、八代市の場合に、山、——山から本当に山間地——中山間地から海までということで、そういった地域の、——いろんな地域のこういった広い部分が

ありますので、そういった方々のその地域ごとのそういった御意見、いろんな課題を引き出していくと。そして、その課題解決に向けたいろんな施策を推進していくということが大切だと思いますので。

ただ、次期、今度、また計画をつくるときは、もっといろんな意見、人の意見のですね、集約できるような、もうちょっとそういった方法は考えたいと思います。はい。

○委員長（中村和美君） よろしいですか。

○委員（堀 徹男君） はい。わかりました。

○委員長（中村和美君） はい。どうぞよろしくお願いいたします。

ほか、ありませんか。

○委員（村川清則君） ちょっとよろしいですか。

○委員長（中村和美君） はい、村川委員。

○委員（村川清則君） このアンケートの回答率、高いところで八代校区の58.3%。見せしめみたいな形で郡築20.4%って書いてあるんですけど（「見せしめ」と呼ぶ者あり）この何でこの差がついたのか、その何て言うか、理由とかわかります。

○委員長（中村和美君） いいですか。何かありますか。答弁。

○健康福祉部理事兼健康福祉政策課長（碓塚康浩君） あの。

○委員長（中村和美君） はい、碓塚健康福祉政策課長。

○健康福祉部理事兼健康福祉政策課長（碓塚康浩君） 時期的には8月——夏場に送っておりますが、時期が関係あるのかどうかわかりませんが、校区ごとに出した結果でございます、はっきりとしたその理由というのはですね、なかなかわからないところなんですけど。

○委員長（中村和美君） よろしいですか。

○委員（村川清則君） はい。

○委員長（中村和美君） はい。ほか、ありま

せんか。

○委員（友枝和明君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、友枝委員。

○委員（友枝和明君） 私も、この30、——回収率が35.3%。これじゃあ、やっぱし、それぞれ意見が委員さんあると思いますが、やっぱ周知する、——アンケートよりも、各校区の町内会の年に1回総会がございますですね。その中、何かの方法で末端まで周知する、住民に、市民に周知するっていうことは、私はこれが一番身近なアンケート方法って言うかですね、そういう方法もありますし、ワークショップ来る人も同じメンバーが開いても、同じ人たちがおらず、やっぱ校区の役員さんたちとか、婦人会、——婦人会の役員さんとか、一番、——一番回収率の方法っていうとは、もうちょっとこれは考え、——考えた方法と言いますか、アンケートは、もちろん、必要ですが、もうちょっとやっぱし、いい方法があると私は思います。

旧郡部もですね、都市化が進んで、若い世代が、——世代の方々がなかなか校区の行事なんかも少のうございますし、なかなか難しいところもございますし、そういう中で、校区の年に1回の総会がございます。一堂に。その席です、各市政協力員さんたちにその周知するって言うか、そういう話し合いって言うか、周知するため、その方法も私は一番末端まで行くような気がいたします。いろいろ方法があるかと思いますが、一応、目にとどめていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（中村和美君） はい。ありがとうございました。

ほか、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） はい。なければ、第3次八代市地域福祉計画策定についてを終了い

たします。

・保健・福祉に関する諸問題の調査（第４期八代市障がい福祉計画策定について）

次に、第４期八代市障がい福祉計画策定について説明願います。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）
委員長。

○委員長（中村和美君） はい、上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）
はい。続きまして、第４期八代市障がい福祉計画策定につきまして、これも途中の経過の報告でございます。障がい者支援課の秋田課長より説明させますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○障がい者支援課長兼障がい者虐待防止センター所長（秋田壮男君） はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、秋田障がい者支援課長。

○障がい者支援課長兼障がい者虐待防止センター所長（秋田壮男君） はい。健康福祉部障がい者支援課の秋田でございます。

第４期八代市障がい福祉計画策定について御報告させていただきます。座りまして、説明いたします。

○委員長（中村和美君） はい、どうぞ。

○障がい者支援課長兼障がい者虐待防止センター所長（秋田壮男君） 資料は、こちら、第４期八代市障がい福祉計画策定についてとするものをごらんください。

まず、１、障害福祉計画について御説明いたします。障害福祉計画と申しますのは、障害者総合支援法第８８条の第１項に、市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとするとの規定がござ

います。これに基づきまして、全国の市町村が策定するものでございます。また、都道府県におきましても、同法第８９条の規定に基づきまして、同時に都道府県障害福祉計画を策定いたします。

この計画の期間は３年間でございます。今年度が第３期計画の最終年度に当たりますので、今年度中に平成２７年度から３年間の第４期計画を策定するものでございます。

次に、計画の内容といたしましては、法に基づく自立支援給付のうち、主に、障害福祉サービスの見込み量——数字、——数値でございますが、これを取りまとめたものとなります。障害福祉サービスと申しますのには、内容といたしまして、例えば、居宅介護でございますとか、短期入所支援、あるいは、就労移行支援や就労継続支援などがございます。

なお、米印で記載しておりますとおり、障害福祉計画以外に障害者計画というものもございます。障害者計画は、障害者基本法に基づくもので、障害者支援施策の全般にわたりまして計画を策定するものでございます。例えますと、この障害者計画というものが、総合計画で言うところの基本構想や基本計画に当たるもので、これから策定いたします障害福祉計画は、その実施計画に当たるものというところでございます。

次は、２、策定体制について御説明いたします。地域の実情に即した実効性ある計画にするため、サービス利用者やサービス提供事業者、あるいは、雇用や教育など、幅広い関係者に審議いただくために、八代市障がい者計画等策定・評価委員会を置いております。策定・評価委員会のメンバーは１８人で、内訳といたしましては、①学識経験を有する者が１人、②障害者及び障害者団体から５人、③の保健・医療の分野で３人、福祉の分野で５人、労働関係で１人、④の関係行政職員は公共職業安定所など３

人となっております。

それでは、2ページへお進みください。

3、第3期計画の実施状況につきまして、当時の国の指針、——基本指針に基づき設定しました4つの目標及び昨年度の実績並びに今年度の見込みについて記述いたしております。

(1) 施設入所者の地域生活への移行は、障害者施設、——障害者支援施設に入所されている重度の障害者が、施設を退所されてグループホームや一般住宅など地域生活へ移行されるということでございます。第3期計画では、施設退所者と新規入所者の差し引きとして26人の削減を目標とし、さらに、施設退所者が地域生活に移行される人数を77人としておりました。昨年度の実績において、削減人数は達成しておりますが、退所の理由は、主に死亡や転出など、いわゆる、自然減によるものでございまして、地域生活移行の目標は達成できませんでした。本年度につきましても同様の状況でございますので、地域生活移行の目標達成は困難と考えております。

次の(2) 福祉施設から一般就労への移行。これにつきまして、福祉施設と申しますのは、現在、この用語ございまして、平成17年度当時の用語でございます。現在の制度に置きかえますと、自立支援給付の中の生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援に当たる事業でございます。これらの利用者が一般就労、つまり、通常の民間企業に就職するという意味合いでございますが、一般就労へ移行する目標を4人としておりました。昨年度は10人の方が一般就労されており、本年度も同様の傾向にありますので、目標は達成するものと考えております。

次の(3) 就労移行支援事業の利用者数でございますが、ただいま御説明いたしました福祉施設の平成23年度利用者の2割、114人が就労移行支援を利用するというものでござい

ます。就労移行支援と申しますのは、一般就労を目指す障害者が、おおむね2年以内の期間で訓練を受けるものでございます。昨年度は51人の方が利用されました。今年度も同様の傾向にありますので、目標達成は困難であろうと考えております。

次の(4) 就労継続支援A型事業の利用者数の割合とは、就労継続支援を受ける方のうち、A型を受ける方の割合を30%としたものでございます。この就労継続支援とは、一般就労できない方が、いわゆる、福祉的就労として御利用なさるもので、A型とB型の2つがございます。A型は雇用契約を結び、最低賃金の保障される就労形態でございます。B型はA型での就労が無理な方で、雇用契約がなく、最低賃金の保障ありませんが、自分の日々の状態にあわせた働き方ができる就労形態でございます。この目標は、A型とB型を合わせた人数に占めるA型の割合を30%としたものでございます。昨年度の実績は41.8%であり、今年度も同様の傾向にありますので、目標は達成できるものと考えております。

それでは、次に、大項目の4、第4期計画の障害福祉サービス量の見込みにつきまして、算出方法を御説明します。まず、第3期計画期間中の障害福祉サービスの種類ごとに伸び率を算出いたします。そして、伸び率をもとに、第4期計画の概算の数値を算出します。この概算の数値は、県へ中間報告として提出いたします。次に、障害福祉サービスを利用、——失礼しました、障害福祉サービスを提供する法人の動向や支援学校卒業予定者の進路希望など、障害福祉サービスの需要の方向性を把握した上で、先ほどの概算数値を修正いたしてまいります。なお、数値を見込む際は、国の基本指針、あるいは、県の考え方に沿ったものとなるよう、県と十分調整を図ってまいります。

それでは、次のページへお進みください。

次は、5、策定スケジュールについてでございます。まず、既に終了しておりますが、8月25日に県が市町村に対して説明会を開催され、国の基本指針や県の考え方、あるいは、策定のスケジュール等について説明がっております。次に、10月29日には、第1回目となる八代市障がい者計画等策定・評価委員会を開催し、本市の現状や県の説明内容などを説明した上で策定の進め方などについて御審議いただいております。11月1日から19日にかけては、6つの障害者団体と障害福祉サービス等の事業を行う33の法人に対してアンケート調査を実施しております。また、八代支援学校に対しては高等部生の卒業後の進路に関する意向調査を行いました。さらに、12月1日から9日にかけては、33法人のうち、新規事業や既存のサービスの定員の増または減を予定していると回答した14の法人についてヒアリングを行い、新規事業の内容など具体性、あるいは、国の基本指針・県の考え方に沿った内容となっているかについて確認をいたしております。これより前の11月14日には、県に対してサービスの見込み量の概算について中間報告を行っております。ここまでの既に終了した部分となります。

次に、今後のスケジュールでございます。

明後日12日の金曜日は、県のヒアリングを受ける予定でございます。ヒアリングの内容は、中間報告やその後の調査などについてになります。次に、来週16日火曜日には第2回目となる策定・評価委員会を予定しております。審議の内容は、第1回委員会の後に実施した調査などについて報告をし、見込み量の考え方などについて御審議をいただく予定でございます。来年の1月は、記載しておりませんが、主に県と調整作業を行う予定でございます。来年の2月には、八代市障がい者支援協議会の開催予定がございますので、これは障害者総合支援

法第88条第8項に規定があり、意見聴取をすることとされておりますことから、意見を聞く予定でございます。障がい者支援協議会のメンバーは20人でございます。その後、2月中に、障がい福祉計画の素案を策定し、パブリックコメントを予定しております。来年の3月には、障害福祉サービスの見込み量などについて県と最終的な調整を行い、県に報告書を提出することになります。そして、3月下旬に策定・評価委員会を開催し、障がい福祉計画の最終案を御審議いただく予定でございます。その後、市長決裁を経て、県へ計画書として提出をする予定でございます。本委員会への最終的な御報告は来年6月定例会を予定いたしております。

次のページは、国の基本指針について図示したものでございます。

ここで訂正がございまして、この図示したページのページ番号が3となっておりますが、5の誤りでございますので、訂正をお願いいたします。

この国の基本指針の理念は、自立と共生の社会を実現、障害者が地域で暮らせる社会にとされております。その右側の成果目標に4つの大項目が示され、さらに、その右側に活動指標が示してあります。これらの活動指標のうち、都道府県と市町村と書かれている項目について見込み量を数値化していく作業をこれから行っていくところでございます。

以上で、第4期八代市障がい福祉計画策定についての説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（中村和美君） はい、本件につきまして質疑、御意見等ありませんか。

はい、橋本委員。

○委員（橋本隆一君） まず、先ほどの就労移行支援事業の利用者数の目標数には届いてないところだったんですけども、そもそもで申しわけない、確認ですけども、就労移行支

援事業を利用している形で今から就職っていう形をとろうと思ってる方ですね。（障がい者支援課長兼障がい者虐待防止センター所長秋田壮男君「はい」と呼ぶ）そうすると、対象というのは、基本的には、高等部卒業とか、高校卒業ぐらいで、あと、まだ在宅で地域で就労を考えているけれども自信がないという方だと思うんですけども、そこら辺の人数を把握された上で目標を設定されているのかというのがちょっと一つ確認と、それと、そもそもですね、A型・B型を利用されている人があえてまた就労移行を利用するちゅうことはあり得ないんじゃないかなって、実際的には。そこら辺で、その目標の114人ちゅうのが妥当なのかちゅうのをちょっと自分も不思議に思ったんですけども、その辺のちょっと御見解を受けたいと思うんですけども。

○障がい者支援課長兼障がい者虐待防止センター所長（秋田壮男君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、秋田障がい者支援課長。

○障がい者支援課長兼障がい者虐待防止センター所長（秋田壮男君） はい。資料の2ページのほうに書いてございますが、（3）就労移行支援事業の利用者数というところの下の説明になります。平成26年度末の福祉施設利用者569人の2割が……。 （「23年の間違いですか」と呼ぶ者あり）569人の2割が就労移行支援事業を利用することを目標とするとございます。ここは、平成26年度末の目標数値が569人のうちの2割ということで、この569人というのが、もともと平成23年度の利用者数なんです。 （委員橋本隆一君「ですね」と呼ぶ）で、そこから2割という数字で目標値を定めなさいというのが国の基本指針なものですから（委員橋本隆一君「ああ、そういう定めなんですか」と呼ぶ）この数は自動的に決まってくるということになります。

○委員長（中村和美君） いいですか。

○委員（橋本隆一君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、橋本委員。

○委員（橋本隆一君） 国は、確かに、そういう目標でされてるんですが、実際に、高等部、あるいは、高校生で、今、地域にどれくらいおるのかとかですね、そういうのはわかると思いますし、2割がそのまま当てはめるから、いつまでたっても達成をすること自体が目標ではないと思うんですけども、もうちょっと現実的な本市にあった目標の設定数値があるのかなという印象がありました。

それと、もう一つ、済みません。これには障害サービスを利用するときには福祉計画をつくらなければならないと思うんですけども、この計画の中には、その福祉計画、——計画ちゅうのは、実施計画ですね、相談支援事業所がつくる計画の目標数値とかは入れなくてもよろしかったんですかね。それは、もう別のあれで、これに載せる必要はないっていうことだったんですかね。そこら辺、ちょっと確認をお願いします。

○障がい者支援課長補佐（遠山光徳君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、遠山光徳障がい者支援課長補佐。

○障がい者支援課長補佐（遠山光徳君） 障がい者支援課の遠山でございます。よろしくお願いいたします。

今、橋本議員から御質問がありました件につきましては、今回の計画につきまして、障害福祉サービスの一環として、計画として、計画の中に見込み量として記載することになっております。

以上です。

○委員（橋本隆一君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、橋本委員。

○委員（橋本隆一君） 今度の第3期の後にそ

れ入れられるってということなんですけども、それで、また確認なんですけど、先ほど国の方針ということ言われましたけども、平成26年度中に先ほどの福祉サービスの実施の計画に関しては終了するという見込みだったと思いますが、その点の進捗状況は、今、どうなっておりますでしょうか。ちょっと御確認お願いいたします。

○障がい者支援課長補佐（遠山光徳君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、遠山障がい者支援課長補佐。

○障がい者支援課長補佐（遠山光徳君） サービス利用計画の作成の現在の状況でございますが、平成26年9月末でございます、障害者のほうが63.5%、障害児においては94.2%が、今、作成できているという状況でございます。

以上です。

○委員（橋本隆一君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、橋本委員。

○委員（橋本隆一君） はい。これ、あくまでも目標だと思いますし、急いだからと言っていいものができると思いませんので、もし、これは、あんまり国のほうにこだわらなくても、現場の私が言いたいのは、何を言いたいかと言うと、この目標に追われるために、現場の計画相談員が非常に大変な部分を背負っているという実績もある、——実情もあることですから、あまりこのことにこだわらないで、ちょっと柔軟に対応していただきたいなというのが本音でありますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） はい、ほか、ありませんか。

ないよう……。

○委員（西濱和博君） あっ、済みません。

○委員長（中村和美君） はい、西濱副委員長。

○委員（西濱和博君） はい。資料の4ページでございますけれども、策定スケジュールの関係でお尋ねしたいと思います。今後のスケジュールということで、とりわけ2月の月のお取り組みについて、念のため確認したいんですけれども、ここに項目として、市障がい者支援協議会での意見をヒアリングされるとございますが、この意見聴取のあり方というのは、市で素案をつくったのをお示しになられて、それに対する意見をいただけるのか、それとも、意見を聴取された後、素案をつくってパブリックコメントにかけられるのか、そここのところの取り扱いはどうなってるんでしょうか。

○委員長（中村和美君） どなたですか。

○障がい者支援課長兼障がい者虐待防止センター所長（秋田壮男君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、秋田障がい者支援課、課長。

○障がい者支援課長兼障がい者虐待防止センター所長（秋田壮男君） はい。この段階での意見聴取は、素案まではまだこの段階ではできていない可能性が高いと思ってます。ですので、それぞれの見込み量についての県との協議がまだ過程の途中になっている可能性が高いんですが、数値はこうになっていくということについての意見聴取になっていくというふうに思っています。計画書本体ではないだろうと思っています。

○委員（西濱和博君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、西濱副委員長。

○委員（西濱和博君） はい。ありがとうございます。

私もそのような理解しておりまして、関係者の意見を聞かれて、それを踏まえて素案をつくと。で、素案つくったのをパブリックコメントにかけると。で、その意見、広くいただいてから、計画を詰めていくという流れかと理解し

ました。それ、よろしいでしょうか。（障がい者支援課長兼障がい者虐待防止センター所長秋田壮男君「はい」と呼ぶ）

はい。ありがとうございます。

○委員長（中村和美君） はい、よろしいですか。

○委員（西濱和博君） はい。ありがとうございました。

○委員長（中村和美君） はい。ほか、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） はい。なければ、第4期八代市障がい福祉計画策定についてを終了します。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

・保健・福祉に関する諸問題の調査（第6期八代市介護保険事業計画・八代市高齢者福祉計画策定について）

○委員長（中村和美君） 次に、第6期八代市介護保険事業計画・八代市高齢者福祉計画策定について説明願います。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい。もう少しですので、よろしくお願いします。（笑声）はい。（「はい」と呼ぶ者あり）

続きまして、第6期八代市介護保険事業計画・八代市高齢者福祉計画策定につきまして、これも途中経過でございますが、経過につきまして、長寿支援課の小林課長より説明させます。どうぞよろしくお願いします。

○長寿支援課長（小林眞二君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、小林長寿支援課長。

○長寿支援課長（小林眞二君） はい。長寿支援課、小林です。よろしくお願いします。それでは、座らせていただきます。

それでは、配付しておりますやつしろ・げんき健康プラン、八代市介護保険事業計画・八代市高齢者福祉計画の策定状況について御説明を申し上げます。

それでは、資料の1ページをお開きください。

1の介護保険事業計画等について、（1）の介護保険事業計画ですけれども、これは、介護保険法第117条に基づきまして、3年を1期として定めることとされております。国が定めます基本指針に基づき、各保険者である市町村は、介護サービスや地域支援事業の量を見込むなど、必要な計画を策定し、あわせて保険料の設定を行うものでございます。また、都道府県では、市町村のサービス量などの見込みをもとに介護福祉施設などの必要定員数などを設定することとなります。

（2）の高齢者福祉計画ですが、老人福祉法第20条の8第1項により、高齢者の居宅生活支援や老人福祉施設の整備に関する計画を立てるもので、介護保険事業計画と一体のものとして定めるものとなっております。

2ページの2、策定体制及びスケジュールですが、まず、（1）で、介護保険事業計画等策定・評価審議会、総勢24名で編成をして、設置をしております。本年6月に、第1回目の審議会を行いまして、10月までに3回を行っております。今後、今月12月と来年2月に残り2回の審議会を行い、答申をいただきまして、その後、決定する予定となっております。なお、本日の報告は、第3回までの審議内容となっております。

次に、3ページお願いします。

これは、国や県を含めました全体的な策定のスケジュールとなっております。

4 ページのほうにまいります。

3 の介護保険制度改正の全体像ですが、ことし6月に国会で可決、成立いたしました地域医療介護総合確保推進法によりまして、介護保険法が改正されております。この内容に従って、計画を策定する必要があります。まず、今回の制度改正は、大きな柱として①の地域包括ケアシステムの構築と②の費用負担の公平化で構成されております。左側の地域包括ケアシステムの構築は、高齢者が住みなれた地域で生活を継続できるようにするため、介護・医療・生活支援・介護予防を充実させるもので、これは、国は、これまでもシステムの構築を推進してまいりましたが、より具体的に義務化され、加速化することを目指しております。

サービスの充実としまして、システム構築に向けた在宅医療と介護の連携の推進、認知症施策の推進、地域ケア会議の推進、また、生活支援サービスの充実・強化を図るなど、これまで市町村が行っております地域支援事業をより充実させるというものでございます。また、重点化・効率化では、これまで全国一律であった要支援者に対する予防給付のうち、訪問介護と通所介護を市町村が取り組む地域支援事業へ、平成29年度までに段階的に移行されることとなっております。

2 つ目の柱となっております右側の費用負担の公平化では、今後も持続可能な介護保険制度の構築を図ることを目的として、低所得者の保険料軽減の拡充や保険料上昇をできる限り抑えるため、一定以上の所得のある利用者の自己負担割合を1割から2割へ引き上げるなど、利用者負担を見直すこととされております。

次に、5 ページをお願いいたします。

これは、今後、我が国が目指します地域包括ケアシステムのイメージでございます。高齢化に伴い、独居の高齢者や認知症高齢者の増加が見込まれる中、団塊の世代が75歳以上になり

ます2025年をめどに、医療・介護・生活支援などが一体的に提供されるシステムの構築を目指すものとされております。

それでは、6 ページでございます。

4 の高齢者の現状と推計でございます。まず、①の高齢者人口の現状と推計ですが、中段の棒グラフをごらんください。青い棒が総人口、背の低い緑がかった棒のほうが高齢者人口でございます。総人口はこれまでと同様に、将来に向けて引き続き減少してまいります。高齢者人口は、今後しばらくは増加しますが、平成30年ごろをピークに減少に転ずるものと推計をされます。下の段のグラフですが、左のオレンジ色が65歳から74歳までの前期高齢者、右側の白い棒が75歳以上の後期高齢者です。前期高齢者は、平成32年ごろをピークに減少しております。一方、後期高齢者は、今後5年ほど大きく増加することはありませんが、その後、団塊の世代が75歳以上となる平成30年、——37年ごろにかけて、再び増加するものと推計されます。

7 ページをお願いいたします。

②の介護認定者数の現状と推計です。中段のグラフをごらんいただきますと、介護認定を受けられた方の数は、今後も高齢者の増加に伴いふえていくものと推計いたしております。

次に、8 ページのほうですけれども、③ひとり暮らしの高齢者などの現状です。これは、国勢調査によるものでございまして、高齢者単身世帯数が平成7年から5年を機に確実にふえておりまして、平成22年には4994世帯となっております。また、昨年行いました高齢者の生活状況調査によりますと、およそ5200世帯とさらにふえているところでございます。

下の④の認知症高齢者の現状と推計では、要介護認定を受けられた方のうち、認知症、——認知機能の低下が見られる方の状況をあらわしたものでございます。緑色が認知症の症状があ

る方で、こちらも高齢化に伴い、年々、増加していくものと推計されています。

9ページをお願いいたします。

5の日常生活圏域ニーズ調査等についてです。次期計画策定に向け、高齢者の実態や意識などを調査するために、日常生活圏域ニーズ調査及び介護に関する意識調査を実施いたしております。

まず、(1)の高齢者生活実態調査につきましては、市内在住の65歳以上の方から3000人を対象に調査を行っておりまして、②の回収結果ですが、回収数は2037人で、回収率は67.9%となっております。

次の(2)の介護に関する意識調査ですが、これは、市内在住の40歳から64歳までの第2号被保険者2000人を対象に意識調査を行ったもので、回収数は923人、回収率は46.2%でした。

10ページからは、アンケート結果の、これは抜粋でございます。

恐れ入ります。11ページをお開きください。

11ページの下の方棒グラフになりますが、これは、新たに介護が必要となった場合、どこで介護を受けたいと思いますかという問いに対する回答で、可能な限り自宅で介護を受けたいと答えた方が半数以上ありました。

12ページのほうで、12ページの上のグラフをごらんいただきますと、自宅を希望する理由となっております。9割の方が住みなれた自宅で生活を続けたいとされ、家族や友人と離れたくない、介護施設や病院に入るだけの金銭的余裕がないなどが上げられておりまして、この結果からも、地域包括ケアシステムの実現が望まれているところとなっております。

続きまして、13ページをお願いいたします。

13ページは、6の介護保険事業計画の施策

体系ですが、これまでの法改正やアンケート調査をもとに、今回策定しております計画の基本理念・重点項目・主要施策でございます。表の右側が第6期分となっておりますので、右側について御説明申し上げます。

まず、基本理念ですが、人として尊重され、地域の支え合いにより、安心して暮らせるまちを目指しますといたしまして、これは第5期の基本理念をそのまま踏襲いたしております。次に、基本目標ですが、地域包括ケア計画として、システム構築の加速化に向けまして、生涯、——生涯現役社会の実現からサービスの質の確保の向上まで5項目を定めております。次の主要施策ですが、基本目標の達成に向けて、1の多様な担い手による支援体制の構築・活用から5の介護サービスの質の確保・向上と介護保険の持続可能性の確保まで、それぞれ具体的な取り組みを定めております。

続きまして、14ページになります。

14ページの7の生活圏域設定でございます。この図は、現在の日常生活圏域を色分けしたものでございます。日常生活圏域につきましては、現行の第5期計画策定時に見直しを行っております。地域包括支援センターの担当区域と同一化をいたしまして、市民にわかりやすい区域設定といたしました。また、その区域をもとに、圏域をもとに、現行の計画の中で小規模な特別養護老人ホームやグループホームなどの整備を図ってきたところでございます。そのようなことから、次期計画におきましては、現行の日常生活圏域をそのまま踏襲いたしまして、さらに、サービス体制の整備を図ることとしております。

15ページをお願いします。

8の地域密着型サービス基盤整備計画数ですが、この表は、圏域ごとに、現在までに整備してまいりました施設や事業所の整備状況でございます。表の下になります。課題でございま

す。課題といたしまして、地域包括ケアシステムの構築のために地域が支えるためのサービス体制づくりの必要性、それとあわせまして、入所待機者への対策としての施設整備の必要性がございます。そのため、方針といたしましては、地域包括ケアシステム構築に向け、地域の介護拠点となる施設、居住系などのサービスの整備を図るといたしております。このことから、一番下にあります整備計画数にありますとおり、4つの種類の施設・事業所につきまして、それぞれ1カ所ずつの整備をするものと予定いたしております。また、整備いたします生活圏域等につきましては、次回の策定・評価審議会で審議していただく予定といたしております。

次、――次の16ページでございます。

9のこちら、介護保険給付費の現状と推計でございますが、これは、国から回付されましたワークシートをもちまして、――用いまして、人口推計やこれまでの給付の実績などから将来のサービス量の推計を行ったもので、これをもとに次期計画期間内の介護保険給付費や地域支援事業費を見込んでおります。全てのサービスにつきまして、それぞれ推計をいたしておりますが、その中から抜粋をいたしまして、16ページには、主な施設・居住系サービス、次の17ページには、――17ページ、18ページには、主な在宅サービスとして掲載をいたしております。

19ページをお願いいたします。

ここでは、先ほどのサービス量の見込みをもとにいたしまして、介護給付及び地域支援事業に係る費用額を見込んだものでございます。上の表は、介護保険給付費で、各種サービスごとに平成27年度以降の給付費を見込んでおります。表の合計欄を見ていただきますと、平成27年度におよそ127億3000万円の、――が、29年度にはおよそ134億9000万円

と増加いたしております。団塊の世代が75歳以上になります平成37年度には、およそ140億円を超えるものと推計いたしております。中段の棒グラフでは、左側ですが、これは、給付費のこれまでの推移と今後の見込みをあらわしております。高齢化に伴いまして、年々増加する傾向にございます。下の表は、地域支援事業に係る、――要する費用額の見込みでございます。平成29年度におきまして、およそ5億6000万円と、前年度よりかなり増加をいたしております。これは、上の表にあります介護給付費のうち、居宅介護予防サービスの一部であります訪問介護と通所介護が地域支援事業に移行されることによる影響でございます。今回見込みました第6期計画期間中の介護給付と地域支援事業の費用額に対し、期間中に必要となります第1号被保険者の保険料額を設定するものとなります。

それでは、20ページをお願いいたします。

20ページが保険料の見込みとなります。この表は、平成18年度からの第3期以降における給付総費用額、月当たりの保険料基準額及び介護報酬改定率となっております。第3期の総費用額は90億円台でしたが、現在の第5期になりますと、120億円台に増加をいたしております。保険料基準額は、第3期に4390円に引き上げた後、第4期におきましては保険料そのまま据え置きといたしておりましたが、給付費の予想以上の伸びから介護保険財政に赤字を生じ、熊本県の財政安定化基金から1億3000万円の借り入れを行っております。その結果、次の第5期におきましては、借入金の返済を含めまして月額5400円へと一気に1000円程度の引き上げとなったところでございます。ここには記載しておりませんが、第1期は3250円、第2期は3750円と、500円引き上げておりまして、1期から5期までの保険料引き上げを平均いたしますと、1期

ごとにおよそ500円ずつ引き上げたこととなっております。そこで、第6期の保険料額ですが、今回見込みました介護給付費などの総費用額に対し必要な保険料額を推計いたしましたところ、一番下に記載しておりますとおり、現在の500、——5400円から500円引き上げ、およそ5900円程度となる見込みでございます。

次に、21ページをお願いします。

保険料の所得段階設定でございます。保険料の所得段階設定、この図は、第5期の所得段階を示したものでございます。現在、7つの段階を設けております。第5段階を標準といたしまして、左に行くにしたがいまして所得が低い階層となります。第1段階では標準の0.5倍と、負担額も少なくなっております。右側の6から7段階は所得の高い階層となりまして、7段階では1.5倍と、負担額も高くなっております。これが、現在のものとなっております。

続きまして、22ページをお願いいたします。

ここでは、次の第6期での保険料段階設定の見直し案をお示ししております。国の政令改正によりまして、所得水準に応じたきめ細やかな保険料設定を行う観点から、段階を9段階に変更されております。図の中で、黒いの、——黒の点線で表示しておりますのが、現在設定しております7段階のラインでございます。今回の法改正の柱の中で費用負担の公平化とありましたが、そのうち、国・県・市による新たな公費負担によりまして、左側の青色で塗り潰した部分になりますけれども、現在の第1段階から第3段階の方につきまして、新第1段階から新第3段階へと負担が引き下げられ、保険料の軽減が拡充されております。右側の旧第6段階から7段階では、それぞれ細分化され、より所得に応じたきめ細かな設定とされております。また、図の左側の上のほうに表を載せております

けれども、これは、先ほど説明いたしました第6期の介護保険料の基準額を現在の見込み額であります5900円と仮に設定した場合、新段階の年間保険料の増減を試算したもので、一番右側に第5期と比較した増減額を載せております。これによりまして、第1、——新第1段階と新第2段階の場合、前期に比べ、保険料負担が軽減される結果となっております。

最後ですけれども、23ページをお願いいたします。

こちらは、先ほど説明にありましたとおり、今回の制度改正により一部の、——事業の一部が市町村事業に移行されることとなったこと、あわせて、これまでの事業の見直しによりまして、事業の構成が変更されておりますので、御参考にごらんいただきたいと思います。今回の見直しでございますけれども、右側で、現行の介護予防給付の中に緑色であります訪問介護・通所介護、この部分が右側の見直し後の緑色の部分であります新しい介護予防・日常生活支援総合事業に移行をされます。さらに、事業内容が多様化されまして、それぞれ市町村事業として実施されることとなります。その下のピンク色になりますが、包括的支援事業におきましても、在宅医療・介護の連携推進、認知症施策の推進など、現在の事業の充実が図られているところでございます。これらの事業の見直しは、今後の目標としております地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みといたしまして、平成27年度から29年度までに実施することとされております。

以上が、第6期介護保険事業計画のこれまでの策定状況とその内容でございます。

今後は、パブリックコメントの実施と残り2回の策定審議会を開きまして、策定する予定といたしております。

以上、説明とさせていただきます。

○委員長（中村和美君） はい、説明終わります。

した。質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） はい。なければ、第6期八代市介護保険事業計画・八代市高齢者福祉計画策定についてを終了します。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

・保健・福祉に関する諸問題の調査（八代市子ども・子育て支援事業計画について）

○委員長（中村和美君） 次に、八代市子ども・子育て支援事業計画について説明願います。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）
はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）
はい。最後でございます。八代市子ども・子育て支援事業計画につきまして、こども未来課の白川課長より説明させます。どうぞよろしくをお願いします。

○こども未来課長（白川健次君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、白川こども未来課長。

○こども未来課長（白川健次君） はい。こども未来課、白川でございます。よろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

平成27年4月から全国で実施されます子ども・子育て支援新制度に伴いまして、現在、策定作業を進めております八代市子ども・子育て支援事業計画について、その素案とですね、概要版をお配りしております。お手元にございますでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）はい。本日は、この表紙にですね、文教福祉委員会所管事務調査資料としております概要版のほうを使ってですね、説明をさせていただきたいと思っております。

資料の1ページをごらんください。

1の計画策定の背景と趣旨につきましてはですね、これまでも委員会等でいろいろ御説明させていただいたような内容でございますので、ここは省略をさせていただきまして、2の計画の基本理念から説明をさせていただきたいと思っております。

2、基本、——計画の基本理念は、安心して子どもを生育させることができるまちやつしろといたしております。将来の社会を担う子供の健やかな育ちとその子育てを支えることは、一人一人の子供や保護者の幸せにつながることはもとより、社会全体の重要課題の一つでございます。本計画においては、安心して子どもを生育させることができるまちやつしろを基本理念とし、保護者が子育てに不安や負担ではなく、喜びや生きがいを感じることができ、そして、全ての子供が大事にされ、健やかに成長できるような社会、すなわち、子供の最善の利益が実現される社会を目指してまいりたいと思っております。

次の3、計画の位置づけでございますが、本計画は、子ども・子育て支援法に基づきます市町村事業計画と次世代育成支援対策推進法の延長に伴います市町村行動計画としての性格をあわせ持つ子育て支援の総合的な計画として、一体的に策定するものでございまして、本市の総合計画に基づく子ども・子育てに関する部門計画として位置づけております。その下にですね、子供の人口の推計をグラフにしております。計画を策定するに当たりましては、9月の文教福祉委員会でも報告させていただきましたニーズ調査の結果ですとか、人口推計に基づいて具体的な量の見込みを算出し、策定作業を進めるべきとされております。このうち、人口推計につきましては、住民基本台帳の平成21年から25年の4月1日時点の人口による推計を行っておりますが、グラフからはゼロ歳から5歳までの就学前児童を含めまして減少する見込

みとなっていることがわかりいただけるかと思えます。

2ページから3ページにかけましては、今回の計画で、特にですね、整備等を進めてまいります教育・保育と放課後児童健全育成事業について掲載をさせていただいております。

2ページの4、教育・保育の量の見込みと提供体制の確保のところを、まず、ごらんください。

まず、一番上の平成27年度の表を見ていただきたいと思います。このうち、薄く黄色の斜線をしてある部分、こちらが、幼稚園等での教育を希望される場合ということになります。量の見込みは593人と、中ほどのほうになりますが、なっております。また、それに対する確保方策としてですね、現在の施設数のままで幼稚園が1183人、認定こども園が40人、あわせて1223人の確保が可能となっております。つまり、幼稚園等の量の見込みに対して、確保方策は630人の余裕があるということになります。また、表のうち、今見ていただいたところよりも右側の部分、要は、斜線のない部分が保育所等での保育を希望される場合ということになりますが、量の見込みが4446人となっております。これに対します確保方策として、認定こども園が現在の1施設のままで20人、保育所が施設数はそのまま定員を90人ふやしまして4325人、新制度で新たに創設されます地域型保育事業に現在の無認可保育所や病院内の保育所が4施設移行するという予定となっております40人、合わせて4385人の確保が可能ということになっております。つまり、保育所等の量の見込みに対して、確保方策は61人不足しているということになります。ただし、61人分不足ということですが、本計画では、あくまで定員での記載を求められているものでございます。保育所につきましては、定員の弾力化によりまして、面積や保

育士の数が要件を満たせば、定員の120%まで児童を受け入れることが可能でありますことから、待機児童が発生するということではありません。

また、中ほどのですね、表になります。平成29年度の表を見ていただきますと、斜線のない部分の保育所等での保育を希望される部分の量の見込みが4412人となっておりますのに対して、確保方策として29年度までに保育所の定員を30人ふやして4355人とする予定とし、合計で4415人の確保が可能となっております。つまり、保育所等の量の見込みに対して、確保方策は3人の余裕があるということになります。同様にですね、一番下の計画期間の最終、——最後の年度であります平成31年度の表を見ていただきますと、量の見込みに対して確保方策は52人の余裕があるという状況でございます。

なお、この数字につきましては、現在、平成27年度の入園申し込みを受け付けておりますことから、その結果に基づきまして、より実態に近い数字で修正を行うということにしております。

また、今後の方向性といましては、今、御説明いたしましたように、計画期間における不足分については、保育所等の定員増や地域型保育事業の実施等により対応してまいりたいと思っております。また、年度途中で増加する保育ニーズに対しましては、保育所等との協議の上、定員の弾力化を基本として対応してまいりたいと考えております。

次に、3ページをごらんください。

5の地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保のうち、放課後児童健全育成事業について掲載しております。現在、放課後児童クラブは、市の委託事業として実施しております26クラブのほかに、本計画では確保方策として記載いたします保育所の自主事業と

しての7クラブがあり、合計で33クラブで実施されている状況でございます。その量の見込みは、計画の5年間で毎年延べ1500人程度と、ほぼ横ばいの状況でございます。放課後児童クラブの設置につきましては、未設置の小学校区を解消したいと考えておりますことから、その未設置校区への新設を図ってまいりたいと思っております。また、利用ニーズが高い小学校区への設置や条例で規定いたしました利用児童数の定員がおおむね40人以下という基準を満たさないクラブの分割による増設等を検討してまいります。

そのため、確保方策といたしまして、表にありますように、計画の最終年度までに、現在よりも10クラブ多い43クラブへと充実を図ってまいりたいと考えております。また、今後の方向性といたしまして、放課後児童クラブの整備等を計画的に進めることや放課後子ども教室を実施している小学校区に放課後児童クラブを設置することにより、両事業の一体的な取り組みを推進すること、未設置の小学校区への設置の際に余裕教室を優先すること、教育委員会の関係部署と福祉部局において連携を図ること、さらには、開所時間の延長を行う放課後児童クラブの支援を行うことを記載しているところでございます。

続きまして、4ページをごらんください。

6、次世代育成支援施策の展開でございます。こちらは、現在の次世代育成支援対策行動計画から引き継ぐ施策や取り組み等をテーマごとに取りまとめたものでございます。また、今回、子ども・子育て支援のより一層の充実を図り、安心して子育てできる環境づくりに取り組むため、6つの基本テーマごとに、新たに重点項目を設定いたしまして、取り組みを推進するということといたしました。

何点か読み上げますと、基本テーマ1の地域における子育て支援の充実では、少子化問題に

対応するため、結婚から妊娠・出産・子育ての一環した切れ目のない支援が必要と考え、重点項目として、そのための支援ネットワークの連携や総合的な情報提供を行ってまいります。また、基本テーマ2の父性及び母性の確保と乳幼児等の健康増進では、子供の健康増進と子育て家庭の経済的な負担軽減を目的とした医療費助成につきましては、アンケート調査の結果からも、対象年齢の拡大に対する市民ニーズが高いことから、重点項目としてこども医療費助成の対象年齢を拡大し、子供の健康増進を図ってまいります。また、基本テーマ4の子ども等の安全確保と生活環境の整備では、共働き家庭等の増加に伴い、小学生児童が放課後等を安全・安心に過ごす場所を確保する必要があることから、重点項目として放課後児童クラブを充実し、子供の放課後の安全・安心な場所を確保してまいります。また、基本テーマ5の仕事と子育ての両立支援の推進では、少子化対策として、子育て支援サービスの充実や子育て家庭の経済的な負担軽減に取り組む必要があることから、重点項目として第3子保育料無料化を拡充し、保護者の経済的負担を軽減してまいります。

説明は以上で終わりますが、西濱副委員長のほうから、一般質問いただきました。教育・保育の推進に関する体制等につきましては、今後、教育委員会の関係部局と協議をいたしまして、次回、2月に開催する予定の子ども・子育て会議に諮った上で、計画に盛り込んでいきたいと考えております。また、この計画の素案につきましては、今後、パブリックコメントを実施いたしまして、来年3月には広く市民の意見を取り入れた計画として策定したいと考えております。

説明は以上でございます。

○委員長（中村和美君） はい、本件について質疑、御意見等ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） はい。なければ八代市子ども・子育て支援事業計画について終了します。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

そのほか当委員会の所管事務調査について、何かありませんか。

○委員（堀 徹男君） はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀委員。

○委員（堀 徹男君） はい。まず、2点ありますけど、1点目が、今定例会においてですね、給食に関する、——食育に関する質問が2名、議員さんから出ております。我々文教福祉委員会としましてはですね、ぜひ、給食センターを訪問して、そこで、給食にかかわるですね、研修を給食食べながらですね、ぜひ、行け、——皆さんで行けたらなというふうに考え、1点提案させていただきたいと思います。ぜひ、文教福祉委員会と取り組めたらと思いますので、お諮りいただければと思います。

○委員長（中村和美君） はい。ただいま堀委員から、そういう給食センター関連のことがでましたが、いかがでしょうか。現地視察を。管内視察を。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） はい。それでは、そのように事務局と打ち合わせをさせていただきたいと思います。

はい。もう一つ。

○委員（堀 徹男君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、堀委員。

○委員（堀 徹男君） はい。今定例会におきまして、一般質問の中からですね、教育委員会の文書配布箱の使用に関する認識についてという質問がっております。で、この件に関して、答弁いただいておりますけど、その中身についてですね、少しちょっと確認をさせていただきたいもんですから、できれば、担当の学校

教育課あたりにですね、おいでいただければと思います。

○委員長（中村和美君） 小会といたします。
（午後2時47分 小会）

（午後2時48分 本会）

○委員長（中村和美君） はい。本会に移します。

ただいま堀委員から教育委員会に関して、執行部の説明を聴取したいとの御意見が出されました。本件について執行部から説明を求めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） よろしいですか。はい。それでは、そのようにいたします。

それでは、担当。塚副先生だったかな。

（「いや、学校教育課高嶋です」と呼ぶ者あり）

それでは、高嶋学校教育課、高嶋先生のほうから、はい、よろしくお願いします。

○学校教育課長補佐兼教育サポートセンター副所長（高嶋宏幸君） はい。

○委員長（中村和美君） まだやった。じゃあ、そちらのほうへ、説明席のほうにどうぞ。

（学校教育課長補佐兼教育サポートセンター副所長高嶋宏幸君「失礼します」と呼ぶ）

はい、堀委員。

○委員（堀 徹男君） はい。まずですね、私がお尋ねしたいのは、実は、今年の11月14日にですね、塚副教育、——課長のほうに、今回質問があったような内容と全く同じですね、指摘をさせていただいているんですよ。で、今日、当人に来られるのかなと思ってたんですけど、おいでにならないちゅうことで、ちょっといささかどういったお考えをお持ちなのかなというふうに思ってるんですけどね。

まず、成松議員が質問された内容と全く同じプロセスを経てですね、学校内で署名活動が行

われているという実態を私指摘させていただいたんですよ。で、その指摘をですね、真摯に受けとめていただいて、課内または部内でしっかり検討していただければですね、こういった、今回、全く同じような学校の中で署名活動が出回るってようなですね、事態は起こらなかったんじゃないかなと思ひましてね。まず、そこにどこ、何が問題があるのかなって思ひまして、今日、ちょっとお尋ねしたかったんですよ。

まず、私、一般質問や委員会の中での質問ではないというのはお断りしておきます。

これは、ずっと情報がですね、耳に入った上で、こういった学校における署名活動に対する危険性というのを指摘させていただきました。そして、同時に学校長のですね、裁量権っていう範疇についても確認をさせていただきました。で、重々御理解をした中で、教育委員会として組織的に対応されるものと、自浄作用を期待していたんですけれども、全くそういったかけらもないことがですね、こういうふうにもまた続けて起きていると。

ちょっとそれはどういうことかと言うとですね、ある団体がですね、署名活動を依頼されて、学校通じて、その署名活動の文書が出回ったということがありました。で、それはですね、なぜ、学校の中で署名活動があまり歓迎されないかって言うと、特定の意図を持たれた方がですね、学校っていう場所を利用して、アンケート、——署名活動をとるっていうことはいかなものかという指摘をさせていただいたんですよ。

これには、過去にも実例がありまして、今、教育委員されている小嶋さん、あの方がですね、私たちが市P連の役員会で一緒だったときに、養護学校の改築をお願いされる署名活動ができないものかということで、当時、平成19年ごろに、市P連の会議の中でお願いされたん

です。で、その署名活動するっていうことが、学校の中でどういうそのことになるかっていうことをしっかり当時の役員会の中で検討して、理事会に諮り、その結果として持ち、——各学校に持ち帰って、署名活動をするということでですね、決まって、持って帰りました。

で、その後ですね、どんなだったかと言うと、学校長の裁量ということで、それぞれの学校長が判断されて、学校の中での署名活動をするとか、しないっていう話をですね、それぞれの校長先生の判断でまちまちな判断があったわけですよ。そういった事例を踏まえて、学校の中でですね、校長先生の判断で署名活動する、しないっていうのは、非常にね、統一された見解のもとに行われるものじゃないから、それは公平性を担保できないんじゃないかっていうですね、その署名活動に対する理念があったんですね。で、当時は、まず、私が所属していたPTA、小学校の中では、そういった署名活動ですね、当時の校長先生は一切学校の中で署名活動していただいていたという判断をされて、署名活動することができませんでした。私は、それ一切非難するつもりもなく、校長先生の判断は正しかったというふうに思っています。なぜかと言うと、1つの署名活動を許すと、あらゆる考えをお持ちの団体の方々がですね、学校に署名活動を持ち込まれますと、そうなった場合、1つを許せば、1つ、——次のまた持って来られたのを断ることができなくなるということをおっしゃったので、ああ、確かに、校長先生、それはおっしゃるとおりだということで、私は学校の中では署名活動はしないというふうな見解がですね、統一されたものであるというふうに思ってたんですね。

ところが、去年の11月に、また県のほうから、——ほうの団体からですね、署名活動お願いしますという文章が来ました。で、それを配付箱から学校のほうに配られて、各単P、各小

学、学校の中で判断されて、署名活動する、しないっていうのをされてたわけですよ。で、私は、そういうのは既に解決されてることだろうと思って、塚副課長にそういう情報提供したんです。どこが、——次に、どこが問題が起きたかって言うと、その団体からですね、アンケート、——署名のその実績はどれぐらいありましたかっていうですね、学校が直接それ、学校ごとにファクスが流れてきてるんですよ。そのお話も塚副課長にはしてあります。で、教頭先生がですね、対応に困られたんですよ。名のある団体から署名活動の実態がね、今の進捗状況がどれぐらいあるんですかっていうその問い合わせが来たわけですよ。教頭先生、びっくりされて、これに対しての返答しなきゃいけないんですかねっていうことだったんで、ちょっと話のきっかけですね、塚副課長にお話したんですけど。

その何と言いますかね、学校の中での署名活動は、今回、教育長の答弁の中に、政治的活動に当たらないという判断があって認めたっていうことでありましたけど、そもそもその学校の中での署名活動っていうのはですね、取り扱いに対しての危険性を私、昨年指摘してるんですよ。で、どういったその教育総務課において注意を促すようにしていたっていう答弁があったんですけども、これがですね、私が指摘したことをちゃんと真摯に受けとめて、組織の中でそうやって署名活動何なりに対する注意を促されていたのか、そこ、——そこがですね、ちょっとまだ確認したいところなんですよ、まず。

そして、その次にですね、今回の件を受けて、現在ですね、今回の件を受けて文書配布箱の使用に関する明確な基準が必要と考え、文書配布箱の使用に関する基本方針を策定し、運用しているところですよという答弁をされてるんですよ。ということは、指摘して、危険性とで

すね、を指摘した後に、全くアクションもなかったのかなっていうふうに思うんですけど、この点についてですね、ちょっと確認をさせていただきたいと思うんですよ。

○学校教育課長補佐兼教育サポートセンター副所長（高嶋宏幸君） はい。

○委員長（中村和美君） いいですか。はい、高嶋課長補佐。

○学校教育課長補佐兼教育サポートセンター副所長（高嶋宏幸君） はい。今回の署名活動についてなんですけれども、その点については、学校の教育活動については、活動にそぐわないものであるというふうな考えを持っており、そして、そのために、勤務時間中の署名活動は職務専念義務違反となることから、勤務時間外の個人の判断となる旨を各学校に伝えております。署名活動——今回の件については、そのようなことで共通の対応というふうにしたところですよ。

2点目の文書配布箱の件について、前回の指摘からどういうことを行ってきたかという点につきましては、私が存じ上げてる中では、ずっと教育総務課にお知らせしていただくように注意を促していたというその部分だけしかちょっと把握ができておりません。はい。

○委員（堀 徹男君） いや、その……。

○委員長（中村和美君） はい、堀委員。

○委員（堀 徹男君） はい。済みません。今回、今回のその成松議員の質問とは、全く私は別物のこと言ってるんですよ。仕組みが全然変わってないと。署名活動に対するその危険性を指摘したのに、どうしてこういったリアクション今までとられてなかったのかなっていうことなんですよ。

その答弁の中にあっただうかわかりませんが、団体がですね、名前の通用しているそういった教育関係にかかわる団体が出せば、全部全てがいい、いや、ノーチェックで通るって

うような考え方は危険ですよっていうことを、もう言ってるんですよ。それぞれの団体が出されることをですね、やはり一つ一つ中身についても精査して、されたほうがいいんじゃないんですかっていう指摘もしてるんですよ。で、そもそも、政治活動に当たるとか、当たらないとか、時間外にするとか、しないとかっていうことも含めてですね、学校っていう大きなくくりの中で、特定の団体がする署名活動っていうのをですね、加護していいのかなっていうそこからスタートされたほうがいいんじゃないかなっていうことも言ってるんですよ。1つ許すと、違う団体が、あっちはいって言ったのに、どうしてうちの団体だめなのって言うでしょう。そのたんびにですね、校長先生方、判断をたくさんされていかなきゃならないというの生まれますよって。そういうことも言ってるんですよ。そういうのが庁内で、ちょっと少しでも話されたのかなと思って。そこら辺を確認したくて、ちょっときょうは課長にお願いしたかったんですけど、来られてないうちゅうことでですね、どういうふうなお考えを持たれてるのかな。一般質問や委員会で質問をしないとですね、そういった考え方に真摯に受けとめていただけないということは、非常にですね、この残念だなと。指摘をして、自分たちのですね、主体性を持って、考え方を協議していただくっていうのがなかったもんかなっていうふうにはですね、そこを思うんですけど。そこら辺なかったんですかね、結局。されてないんですかね。課内の中でも。

○委員長（中村和美君） いいですか。学校教育課、高嶋課長補佐。

○学校教育課長補佐兼教育サポートセンター副所長（高嶋宏幸君） はい。申しわけございません。私が把握している範囲でしかお答えできてないのですけども、ちょっとその審議等につきましては、私が把握している限りです

ね、署名活動のお話をいただいて、どういう審議があったかっていうのは、ちょっと申しわけございませんが、把握ができてないところです。（委員堀徹男君「そうですね。本人が来られると思っとったですけど」と呼ぶ）

○委員長（中村和美君） よろしいですか。

部長、何かありますか。

○教育部長（北岡 博君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、どうぞ。はい。北岡教育部長。

○教育部長（北岡 博君） はい。失礼いたします。委員長、よろしいですか。

○委員長（中村和美君） はい。北岡教育部長。

○教育部長（北岡 博君） 今の御質問でございますが、それはPTA関係の。（委員堀徹男君「はい、そうですね」と呼ぶ）はい。何かそのようなですね、事実があったということについては、報告は受けております。

ただし、このことにつきましては、全体的にこの署名がいいのかどうかということについての判断はしていなかったというところでございます。ということで、各学校に回ってですね、署名をされることにつきましては、各学校での判断ということになっていたかというふうに思います。

先ほど、高嶋課長補佐のほうから御説明をいたしました、これまでは張り紙等によってですね、規制と言うとちょっと言葉が正しくないかもしれませんが、連絡等をされる場合には、教育総務課ですとか、または担当課あたりの判断を得てというようなところでやっておりましたが、ここに明文化されたものが見当たらなかったということもありますので、今回、明文化してですね、方針を決めまして、それに従って実施していただくと。学校間、——学校間または教育委員会と学校の行政とのですね、やりとりという中での連絡箱の使用と。それ以外につ

いては、教育総務課または担当課の判断を受けてということでしたというところでございます。

○委員（堀 徹男君） はい。

○委員長（中村和美君） 堀委員。

○委員（堀 徹男君） はい。わかりました。

私ですね、署名活動そのものの是非をですね、言ってるんじゃないんです。（教育部長北岡博君「はい」と呼ぶ）学校というですね、忠実であり、公平であり、公正性を一番担保せないかぬ組織の中で、ある特定の団体の署名を許してしまえば、その反対の団体の署名もあり得ると思うんですよ。そういったときにですね、どちらが正しいとか、どちらが悪いっていう判断を誰がするのって、どの視点からするの。これ、非常にですね、危険性をはらんでるんだと思います。ですからですね、学校の中で署名活動だとかっていうことをですね、することそのものが危険、——危険なことですよっていう指摘をさせていただいたんですね。そこが全く反映されていなかったと言うか、協議すらしてなかったんじゃないかなと思うのがね、非常に残念で、もう少し主体性を持ってですね、取り組んで、組織としてやっぱりこういう事例には取り組むべきじゃないかなというふうに思います。

○委員長（中村和美君） いいですか。

○委員（堀 徹男君） はい。今回、質問、——成松議員が質問された後の答弁でですね、基本方針つくられるということをうたってありますので、どうぞですね、そういった観点、もう一度含めて、主体性を持って取り組んでいただければというふうに思ってます。よろしくお願いします。

○委員長（中村和美君） はい。それでは、その辺、よろしくお願い申し上げたいと思います。

それでは、執行部、教育部の件に関して、こ

れで終わりたいと思います。ありがとうございました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）どうぞ、お引き取りを。

その他ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で、所管事務調査２件についての調査を終了します。

次に、閉会中の継続審査及び調査の件についてお諮りいたします。

所管事務調査２件については、なお、調査を要すると思いますので、引き続き閉会中の調査の申し出をしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で、本日の委員会の日程は全部終了いたしました。

これをもって、文教福祉委員会を散会いたします。

（午後３時０５分 閉会）

八代市議会委員会条例第３０条第１項の規定により署名する。

平成２６年１２月１０日

文教福祉委員会

委員長